

第6節 教育施設等の被害状況と復旧

1 児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応

(1) 児童生徒、教育施設等の被害状況

イ 人的被害

県内の公立・私立学校における幼児・児童生徒及び教職員の人的被害は、平成24年3月31日時点で死者・行方不明者を合わせると452人にのぼり、このうち、幼児・児童生徒の死亡は394人、教職員は22人が犠牲となった。また、36人はいまだ行方不明となっている（図表4-6-1参照）。

平成23年東日本大震災における学校等の対応等に関する調査¹（以下「学校等対応調査」という。）によると、地震の揺れによって直接死亡・行方不明となった児童生徒等及び教職員は確認されていない。この背景には、本県における公立学校の耐震化率が、平成22年度時点で全都道府県の中で3番目に高い93.5%であったことによる効果もあると思われる²。しかし、今回の震災では、津波により甚大な人的被害が発生し、実際に津波が達した学校は89校あり、このうち津波により死亡・行方不明となった児童生徒等が属した学校は23校（26%）、死亡・行方不明となった教職員が属した学校は7校（8%）あった。

図表4-6-1 学校の人的被害

区分	幼児・児童・生徒		教職員		計
	死亡	行方不明	死亡	行方不明	
幼稚園	69人(61人)	1人(0人)	3人(3人)	0人(0人)	73人
小学校	167人(0人)	19人(0人)	14人(0人)	0人(0人)	200人
中学校	68人(0人)	7人(0人)	3人(0人)	0人(0人)	78人
高等学校	84人(6人)	9人(0人)	1人(0人)	0人(0人)	94人
中等教育学校	1人(1人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	1人
特別支援学校	5人(0人)	0人(0人)	1人(0人)	0人(0人)	6人
合計	394人(68人)	36人(0人)	22人(3人)	0人(0人)	452人

※注（ ）内の数値は内数・私立学校

ロ 学校の施設被害

県内の公立学校では、県立学校及び市町村立学校合わせて762校において施設被害があり、被害額は807億円であった（図表4-6-2参照）。また、私立学校では、幼稚園157園、小中高等学校・中等教育学校・特別支援学校32校、専修学校・各種学校63校の計252校において施設被害があり、被害額は114億1,000万円となっている（図表4-6-3参照）。主な被害状況は、校舎や体育館の倒壊や半焼、津波による流出、水没、浸水、地盤沈下、校庭の段差や亀裂、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損等であった³。

学校等対応調査によると、地震による被害は、校舎や建物の被害が85%、教室内の備品等の被害が78%、校庭や運動場等の校地の被害が51%で生じたが、県立学校及び市町村立学校では倒壊した校舎や施設はな

¹ 調査対象は、平成24年1月文部科学省で行った調査研究データ「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査」（平成24年5月29日公表）の宮城県分の提供を受け、未回収分を加えた、本県分（仙台市立学校園除く）の国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の848校園（公立校園については回収率100%）

² 文部科学省：「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について（平成22年7月21日）」文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/07/1295735.htm（確認日：平成26年2月16日）

³ 文部科学省：『東日本大震災による被害情報について 第208報』（文部科学省、平成24年9月）

かった。また、耐震補強された学校施設では、被災度は小さいが天井材や照明器具の落下など非構造部材に被害が生じたため、使用を再開するまでに復旧工事が必要となる事例もあった⁴。

図表4-6-2 公立学校の建物被害

区分	学校（施設）数	被害額	備考
県立学校	91校	271億円	教職員宿舎2施設の被害額を含む
市町村立学校	671校	536億円	共同調理場45施設の被害額を含む
合計	762校	807億円	

（平成24年12月31日時点）

図表4-6-3 私立学校の建物被害

区分	学校（園）数	被害額	備考
幼稚園	157園	22.1億円	
小学校	4校	0.7億円	
中学校	7校	0.2億円	
高等学校	19校	65.4億円	中等教育学校の被害額を含む
中等教育学校	1校	—	
特別支援学校	1校	0.2億円	
専修学校	48校	24.7億円	
各種学校	15校	0.9億円	
合計	252校	114.1億円	

※四捨五入の関係で合計は一致しない

（平成24年4月時点）

ハ 学校以外の教育施設被害

① 社会教育施設

a 県立施設の被害状況

宮城県美術館（仙台市）、宮城県図書館（仙台市）、東北歴史博物館（多賀城市）では、発災直後、マニュアルに沿って在館中の来客者を避難誘導したため、来館者、職員等に人的被害はなかった。

沿岸部にあった松島自然の家（東松島市）は、津波により本館が壊滅状態となり、屋外施設は流失して使用できなくなった。志津川自然の家（南三陸町）では、艇庫が全壊し、船舶等の備品も流失したほか、本館天井の一部が落下、ガラスが破損した。蔵王自然の家（蔵王町）では、施設被害は軽微であったが、内壁亀裂、天井の一部が落下した。

宮城県美術館は、美術品の一部が落下等で被災し、大型展示ガラスの破損、防火扉の破損、テラスの地盤が沈下する被害が見られたものの、施設被害は軽微であった。

宮城県図書館は、開架書庫、閉架書庫にあるほとんどの図書資料類が書架から落下し、マイクロフィルム保管庫数台が転倒、閉架の電動書架の損壊も激しく、大型壁面ガラス、大理石石板、天井の照明・ボード等が破損・落下した。施設の内壁等の剥離は被害箇所が多数にのぼり、外構は地盤沈下による土砂崩れ、排水弁等の破損や木々の倒壊、段差の発生等が見られた。

東北歴史博物館は、本館において建物周りの浮沈や外壁の剥離、内外コンクリート壁に多数のひび

⁴ 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会：『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（概要）』（文部科学省、平成23年7月）

割れが発生したほか、展示・収蔵資料である土器や埴輪、仏像等の破損や転倒、フィルム保管庫内でビデオテープなどが多数落下し、浮島収蔵庫においても建物周囲の浮沈、収蔵資料の破損、収蔵図書落下等の被害が発生した⁵。

なお、上記6施設のうち、東北歴史博物館を除く5施設の被害額は約21億5,600万円にのぼった。なかでも津波の直撃により壊滅状態となった松島自然の家の被害額は、約20億円と大きかった。

b 市町村立施設の被害状況

市町村の公民館、図書館、博物館等の社会教育施設では、県内33市町村403施設において被害が確認され、推定被害金額は209億7,233万円であった。

公民館は、県内451施設（分館を含む）のうち218館が被害を受け、津波により流出、全壊した公民館は沿岸部を中心に20館を超えた。

図書館（公民館等読書施設を含む）・図書室は、南三陸町図書館、女川町生涯教育センター、石巻市図書館雄勝分館、石巻市図書館北上分館⁶が津波により全壊・流失し、このほか、多賀城市立図書館大代分室、岩沼市図書館東分館等でも浸水により資料が水損又は流失した⁷。また、沿岸部の図書館だけでなく、多くの図書館で地盤沈下による建物の損壊や柱・壁の傾斜やゆがみ、書棚の損壊や破損の被害が発生した。

(d) 社会体育施設

a 県有施設の被害状況

県有社会体育施設では、グランディ・21（利府町）内の各施設、宮城県サッカー場（利府町）、宮城県第二総合運動場（仙台市）、宮城球場（日本製紙クリネックススタジアム宮城）（仙台市）、宮城県仙南総合プール（柴田町）、宮城県長沼ボート場（登米市）、宮城県ライフル射撃場（石巻市）の7施設で、建物の壁、床、天井等の損壊等があり、推定被害金額は約27億5,000万円であった。

グランディ・21内にある各施設の主な被害は、宮城スタジアムではスタジアム大屋根や大型映像装置等の破損、総合体育館（セキスイハイムスーパーアリーナ）では天井材の落下、壁の破損、サービスマヤード柱脚の破損、電動ブラインドの破損等があり、総合プールでは大型スピーカーの落下や可動床の破損等であった。宮城県サッカー場ではコンコース入口階段部で沈下等の被害があった。

宮城県第二総合運動場では天井材の落下等、宮城球場（日本製紙クリネックススタジアム宮城）ではスタンドのクラック、照明灯ブレースの破損等が、主な被害であった。宮城県仙南総合プールではプール可動床が破損し、宮城県長沼ボート場では護岸陥没・液状化、また、宮城県ライフル射撃場では建物の破損があったが、比較的高台に位置していたことから津波による被害はなかった。

b 市町村有施設の被害状況

市町村有社会体育施設では、231施設で物的被害があり、推定被害金額は56億円であった。

地震又は津波により、社会体育施設が流出、一部損壊、半壊するなどの被害が多く確認された。気仙沼市では、気仙沼市総合体育館、気仙沼市本吉総合体育館等が地震により被害を受け、また、南運

⁵ 東北歴史博物館・多賀城跡調査研究所：『博物館の再開と被災文化財の救援活動』

⁶ 石巻市雄勝総合支所、北上総合支所に設置されていたが、両支所とも津波により甚大な被害を受けた。

⁷ 宮城県図書館：東日本大震災関連情報「東日本大震災による県内市町村図書館及び公民館図書室の被害状況」宮城県図書館ホームページ <http://www.library.pref.miyagi.jp/shinsai/20110311-jishin-miyagi.html>（確認日：平成25年12月13日）

動広場は津波により流失し、震災により使用不能となった運動施設は11か所におよんだ。名取市では、市民体育館、増田体育館の天井と壁が落下するなどし、閑上体育館は津波により流出した。また、東松島市でも、大曲地区体育館、奥松島運動公園が津波により甚大な被害を受けた。

ニ 文化財の被害

有形文化財・民俗文化財・史跡等の文化財の被害は、国・県・市町村指定文化財、国・市町村登録文化財で350件余りにおよび、特に建造物や史跡等の被害は甚大であった。

主な被害は、史跡及び名勝である旧有備館及び庭園（大崎市）の主屋の倒壊、重要文化財である我妻家住宅（蔵王町）の土壁の崩落、不動明王坐像（大徳寺・登米市）の腕の破損、史跡である旧有壁宿本陣（栗原市）の土壁の崩落、仙台城跡（仙台市）の石垣の崩落・本丸脇の崖崩れなどであった。

特別名勝松島では、崖の崩落や津波の浸水による松枯れ、地盤沈下など、松島の基本的要素である自然の被害と共に、松島の景観を構成する附帯的な要素である生活・生業についても、家屋や商店の損壊、漁業施設や農業施設の流失など甚大なものがあつた。特に、特別名勝松島の指定地内に所在する無形民俗文化財「月浜のえんずのわり」で籠屋となる岩窟が津波により被災、各所に分布する岩窟の崩落、雄島に架かる渡月橋の流失等のほか、七ヶ浜町沿岸や塩竈市浦戸諸島、東松島市大塚・野蒜・宮戸の集落が津波により壊滅的な被害を受け、その後の復旧・復興のあり方を含めて、特別名勝松島に与えた影響は計り知れないものがあつた。

ホ 教育・福祉複合施設

平成24年4月に供用を開始する予定で工事が進められていた教育・福祉複合施設（名取市）は、津波により1m程度浸水したが人的被害はなかつた。建設現場には、汚泥や流木等が流入・散乱し、仮設事務所や作業員休憩所等が損傷した。

② 学校の初動対応

発災時、小学校では下校前後の時間帯にあたり、中学校では卒業式の後片付けやその準備を行っていた学校が多かつた。また、高等学校では、入試の関係業務で休業日にあたり在校する生徒は少なく、部活等で校外活動を行っていた場合が多かつた⁸。児童生徒の在校状況は様々であり、このような中、各学校において、発災後、児童生徒の安全確保、安否確認等の災害対応にあたることとなつた。

イ 児童生徒等の安全確保

県教育委員会では、岩手・宮城内陸沖地震の発生を受け、それまで学校独自に取り組んでいた防災教育についてその方向性を示し、発達段階に応じた系統的な防災教育が行われるよう、みやぎ防災教育基本指針を平成21年4月に策定して防災教育に取り組んできた。また、学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条に基づき、災害に関する危機管理マニュアル等が作成され、避難訓練等の実施、防災に関する取組なども行われていた。震災前、災害に対する危機管理マニュアルとして学校独自のマニュアルを作成している学校等が75%、県又は市町村作成のマニュアルを活用している学校等が16%であつた¹。

発災直後、多くの学校では、教職員が校内にいた児童生徒等に対して迅速に避難指示を出し安全確保を

⁸ 文部科学省：『平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書』（文部科学省、平成24年3月）

図った。学校等対応調査によると、児童生徒が在籍していた学校等でとられた避難行動としては、机の下へ潜り机の脚をしっかりと持ったが約74%、大きな柱のそばで身の低い姿勢をとるなど場所や状況に応じた行動をとったが約52%であった。その後、地震の揺れが収まると、教職員が校内にいた児童生徒の安全を確認するとともに、校庭等へ誘導して安否確認が行われた。

一方、学校には児童生徒を引取るため保護者が次々と訪れ、また、近隣住民等も数多く避難してきた。そのような中、学校等では児童生徒を保護者へ引渡し、下校させている。学校等対応調査によると、80%の学校等で児童生徒を保護者に引渡し、39%の学校等で教職員が安全な下校を確認できるまで待機させた（複数回答）。また、安全な下校が困難であると判断し、児童生徒を学校等内に待機させた学校等は30%であった⁹。その一方、保護者への連絡が取れなくなり、道路や交通手段が被災したなどの理由で、児童生徒が帰宅困難になる状況が特に沿岸部で多く見られた。

南三陸町立戸倉小学校では、地震・津波発生時の避難場所として、校庭、高台にある宇津野高台への避難をマニュアルに定めていた。毎年の避難訓練で、授業中及び休み時間中の訓練を実施し、また、下校途中の避難についても児童に考える機会を設けていた。発災直後、地震の揺れの大きさから、同校では校庭への避難を省略して宇津野高台への避難を決定した。教室から避難した児童と既に放課され校庭に残っていた児童とともに高台への避難を開始し、高台に避難後、ラジオ放送や防災行政無線からの情報収集と津波が押し寄せてくる様子を確認したため、更に上にある神社へと避難した。発災当日はそこで一夜を過ごし、翌12日は南三陸町立戸倉中学校へ、13日は登米市へ避難し、その後児童を随時保護者に引渡した。なお、児童の引渡しが完了したのは3月16日であった。

名取市立閑上小学校では、発災と同時に学校に残っていた児童を校舎3階に避難させた。同校では、大規模地震発生時は児童を校舎3階に避難させるとともに、保護者に引渡すとマニュアルに定めていた。しかし、ラジオが津波警報（大津波）の発表を伝えていたことから、津波到達予想時刻まで学校で待機するよう保護者に説明した。警報は発表されたままであったが、津波到達予想時刻が過ぎても津波が襲来する心配がなかったため、保護者から児童の引渡しを求められた。学校では、児童の引渡しにあたり、教職員が保護者らとともに外の様子を警戒しながら、児童を体育館に移動させ担当教諭らが人数を確認することとした。児童が体育館に移動して間もなく、遠方から近づいてくる津波に気づき、児童を再度校舎3階に避難させた。その結果、同校は津波の襲来を受けながらも、児童に犠牲者が出ることはなかった⁹。

学校では、これまで児童生徒が災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして、防災教育を実施してきた。沿岸部では、過去の災害経験を踏まえ、津波を想定した避難訓練を実施している学校等もあり、津波による被害が予測された海岸付近の学校では、教職員の指示・誘導により児童生徒を避難させ、また、想定された避難場所が危険であることを児童生徒が自ら判断し、危険を回避した例があった¹⁰。文部科学省の調査では、内陸部に比べ沿岸部で、二次避難（学校敷地外への避難）の対応決定と指示及び津波等の二次被害の危険性の情報の収集において、事前の避難訓練の効果がより高く認められている⁸。

しかし、津波被害の想定がなかった学校等では、津波を想定した避難訓練を実施しておらず、避難の判断が遅れる、指示系統が機能しないなどの状況も見られた。また、授業中以外の訓練を実施していなかったことから、児童生徒の被害に至る例もあった。学校では、地震被害や停電等により情報の収集ができず、

⁹ 宮城県小学校長会・仙台市小学校長会：『3.11からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災2年間の記録』（宮城県小学校長会・仙台市小学校長会、平成25年3月）

¹⁰ 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議：『「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ』（文部科学省、平成23年9月）

少ない情報の中で避難行動の判断を迫られるなど、判断に支障が生じる状況もあった¹⁰。

石巻市立大川小学校では、発災後すぐに教職員が校舎内に残っていた児童全員を校庭に避難させ、15時ごろから保護者への児童の引渡しを開始した。同校は、津波の予想浸水域外で、津波災害時の避難所に指定されており、発災後は地域住民が避難してきていた。同校の災害対応マニュアルには、津波を想定した避難行動や校外への更なる避難先等について明確な記載がなく、また、これまで実施してきた防災訓練等での想定は、地震、火災、不審者侵入が中心であったことなどもあり、校庭からの避難について、教職員間及び避難してきた地域住民も含めて対応を検討するなどして北上川の河川堤防付近への避難を決定し、15時33分から34分ごろ、児童及び教職員は地域住民とともに避難を開始した。しかし、避難決定の遅れや避難先として河川堤防に近い三角地帯を選択したことが要因となり、避難途中に学校にいた児童76人、教職員11人が津波に遭遇し、うち5人（児童4人、教職員1人）を除く児童・教職員が犠牲となった¹¹。

また、県内では、そのほか津波到達前に保護者が迎えに来て帰宅していた児童生徒や欠席するなどして自宅にいた児童生徒等が犠牲となる事例もあった。

ロ 児童生徒等の安否確認

学校では、校内にいた児童生徒については、避難後速やかに安否確認が行われたが、在籍していなかった児童生徒の安否確認には、時間を要した事例も多かった。安否確認は、電話やメールにより行われたが、マニュアルに停電や通信網の遮断等により電話やメールが不通となった際の確認方法や児童生徒が在籍していない場合の確認方法等を規定していなかったために、混乱した学校等もあった。今回の震災では、児童生徒と連絡が取れない場合、教職員による児童生徒の自宅への直接訪問、避難所や人が集まると思われる場所への張り紙、PTAや近隣住民との情報交換、生徒間のメールなどあらゆる方法で確認が行われた。津波被害を受けた沿岸部では、道路ががれきに覆われ段差や陥没も見られるなど、危険な道路事情の中での確認作業となった⁸。その一方で、通信手段が回復するまで何もできなかった、学校に押し寄せた多数の避難者への対応に追われ安否確認が困難な状況となっていた例もあった。また、児童生徒宅を直接訪問する際、ガソリンが不足して対応に苦慮する事例もあった^{8・9}。

仙台市では、発災時に在籍していなかった児童生徒について、教職員が発災翌日以降も安否確認を行ったが、通信手段の麻痺や避難先が不明な場合等には確認の手段がなく、児童生徒全員の安否が確認できるまでに1週間程度を要した。特に、津波被害が甚大であった地区では、被災時には学校単位でまとまっていた児童生徒も、救出後に複数の避難所に収容されるなどしたため、その後の所在確認と連絡には大変な時間と労力を要した。

多賀城市では、特に小学校において発災後直ちに児童を保護者に引渡ししており、その後の状況を確認するため、3月15日以降、対面調査による安否確認を実施した。地震と津波の影響により道路状況が悪化している中、避難所や親戚宅等で自宅外での生活を強いられている家庭の所在確認と並行して確認を行った。

他の学校においても、職員が複数人で班を編成して地区ごとに情報を収集・集約したり、流出した名簿を手書きで作成して確認作業を進めるなどの対応が行われていた。

ハ 児童生徒及び学校施設等の被害状況の収集と把握

県教育委員会では、小中学校における児童生徒の安否確認や施設の被害状況については、市町村教育委員会や県教育事務所を通じて情報を収集した。県立高等学校については、各学校へ連絡して人的・物的被

¹¹ 大川小学校事故検証委員会：『大川小学校事故検証報告書』（大川小学校事故検証委員会、平成26年2月）

害の確認を行うとともに、連絡が取れない学校には、複数のチームを編成し順次直接訪問して状況確認等を行った。県立特別支援学校についても、各学校へ連絡して人的・物的被害や帰宅が困難となった児童生徒の状況等を確認し、連絡が取れなかった学校には直接訪問して状況を確認した。

私立学校については、庁内担当課において電話回線が回復した3月13日に、ファクシミリによる被害状況の調査票の送信を試みるとともに、3月14日から全ての私立学校の代表電話又は学校関係者の携帯電話に連絡し、園児、児童生徒及び教職員の安否確認、施設被害の状況等の情報収集を行った。しかし、津波被害や電気の復旧の遅れにより連絡が取れない学校も多く作業は難航し、全ての確認を終えたのは4月中旬となった。

宮城大学についても、庁内担当課が大学から電話や文書により施設の被害状況、学生や教職員の安否情報を収集するとともに、余震への注意と学内の安全確保、継続した情報収集と提供を依頼した。

二 避難所の運営

発災直後、学校には避難所として指定されているか否かを問わず近隣住民等が多数避難してきたため、教職員は、児童生徒の安全確保、安否確認、保護者への引渡しなどと並行して、受入対応にあたることとなった。県内の公立学校のうち避難所として使用された学校は、それぞれ最大時で小学校が205校、中学校が108校、高校が29校、特別支援学校が2校と、全公立学校の約40%にあたる344校にのぼった⁹。なかには、保護者と連絡が取れず、また、道路や交通手段が被災したなどの理由により、帰宅できずに学校等に留まった児童生徒もいた。

実際に避難所として利用された学校の65%で、避難所運営マニュアルが整備されておらず、教職員が避難所の運営にどのように関わるのかが明確でなかったため、その対応が困難となる状況も見られたが、避難者である地域住民の協力を得て、円滑に運営された例もあった。また、指定避難所となっていない学校には物資等の備蓄がなく、指定避難所であっても備蓄品の保管場所が学校以外の場所であったため、学校にある数少ない備品や物資で対応したり、近隣住民や商店等からの支援により対応した学校もあった。しかし、備蓄品があっても、何千人もの避難者に対し、その量が絶対的に不足する状況も発生していた⁹。



避難所として使用された学校体育館

指定避難所の運営にあたっては市町村職員が派遣され、教職員は学校運営に支障のない範囲で運営に協力することとしている場合が多いが、発災直後は市町村職員の被災や道路の寸断等により、市町村職員が避難所に赴けない状況が発生していた。そのため、発災当初から教職員が中心となり避難所の運営が行われた例も多かった。日頃から地域との関わりを強く持っていた学校では、避難所の立ち上げや運営の移行が円滑に行われる状況も見られたが、避難所運営が教職員に委ねられ、学校再開に向けての業務とも重なり、教職員が大きな負担を強いられる状況も見られた¹⁰。

教職員は、主に物資の配布、避難所内及び関係機関との連絡調整、避難スペースの割り当て、清掃、施設や開錠等の避難所管理等を担い避難所の運営に関わっていた。また、教職員や市町村職員等が運営にあたるだけでなく、児童生徒が物資の配布、避難者名簿の作成、食事の世話、清掃等をボランティアで行い避難所の運営に関わる状況も見られた。

ホ 学校の臨時休校

県教育委員会では、3月12日に県立学校を3月14日から18日まで臨時休校とすることを決定し、3月16日には3月中の授業の打ち切りを決定した。これに伴い、卒業式・終業式についても延期の措置をとった。同様に、市町村立学校でも臨時休校の措置がとられ（図表4-6-4参照）、私立学校でも発災後多くの学校で臨時休校となった。

また、3月9日に実施された平成23年度公立高等学校入学試験については、3月15日に予定していた一般入試合格者発表日を3月22日以降に、3月22日に予定していた二次募集試験も4月5日に延期した。

最も早いところでは4月11日に、それ以外においても4月下旬には多くの学校で入学式・始業式が実施され、新学期を迎えることとなった。しかし、石巻市立の小中学校5校、県立高等学校7校においては、4月下旬に行われた入学式・始業式の後、再度臨時休校の措置がとられ、5月9日から授業が開始されることとなった。



石巻市立蛇田小学校の校庭で行われた卒業式の様子

③ まとめ

学校施設では、県立学校・市町村立学校合わせて884校中762校で、教育施設全体では計1,772施設で、地震、津波による建物被害が生じた。学校施設の耐震化を通じて学校施設の倒壊は免れた一方、今回の震災では非構造部材への被害も見られた。

本県では、震災前から宮城県沖地震や岩手・宮城内陸地震の経験を踏まえ、防災教育を進めてきた。地震発生後、多くの学校で児童生徒が机の下に身を隠す等の避難行動をとっており、これまでの取組が児童生徒の主体的な行動に生かされた面も見られた。しかし、今回の震災では、津波に対する避難行動において児童生徒が保護者に引渡した後や自宅等で被災し、学校においても事前の対策や訓練の状況、停電等による情報不足等から避難の判断等が遅れ、児童生徒の命が失われた事例もあった。今後は、児童生徒が自らの判断で危険を認識して避難行動を開始できるよう、防災教育の強化を図るとともに、今回の震災の対応事例を踏まえた避難マニュアルの整備や訓練を実施していく必要がある。具体的には、児童生徒が登下校中及び在宅時に災害が発生した場合の避難対応指導や地震・津波だけでなく様々な災害を想定した避難場所の設定や避難経路の確認とともに、保護者への引渡しルール等をマニュアルに定めることなどである。また、マニュアル等の整備や訓練等を通じて、防災に対する教職員の意識高揚を図ることも重要である。

さらに、本震災では、指定避難所となっていない学校にも多くの地域住民等が避難し、学校が避難所の指定の有無によらず地域の防災拠点として機能した。避難所の運営は、特に沿岸部においては、避難所運営を担当する市町村職員がすぐに学校に赴くことができず、当初は教職員が運営を行わなければならない状況があった。地域との連携により円滑な運営が行われたところも多いが、避難所運営の役割分担の整理等がなされておらず、学校が必ずしも避難所としての十分な機能を有していなかったことから、教職員が避難所の運営に苦慮する状況も見られた。また、学校に留まった児童生徒に対する物資等が不足する状況もあった。

発災後、学校は避難所機能を担う一方、児童生徒の学習・生活の場として、学校機能を再開させていく必要がある。学校機能の再開には、避難所の運営が円滑に行われることも重要となり、今後、地域や市町村と連携した避難所運営マニュアルの整備や役割分担の整理を行い、日頃から防災訓練等を通じた連携体制づくり、備蓄品の検討及び整備等、学校の防災機能を強化していく必要がある。

図表4-6-4 本県の公立学校の臨時休校期間

教育事務所等	市町村	対象	学校数					期間
			幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援	
		全ての県立学校(中・高・特)			2	76	19	3月中授業打ち切り
仙台市	仙台市	仙台市立の全幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校	2	128	65	5	1	3月14日～18日 (小学校以外) 3月14日～23日 (小学校)
大河原管内	白石市	白石市立の全幼稚園小中学校	2	15	7			3月14日～24日
	角田市	角田市立の全幼稚園小中学校	2	9	3			3月14日～18日
	蔵王町	蔵王町立の全小中学校		5	3			3月14日～22日
	七ヶ宿町	七ヶ宿町立の全小中学校		2	1			3月14日～23日
	大河原町	大河原町立の全小中学校		3	2			3月14日～24日
	村田町	村田町立の全小中学校		5	2			3月14日～23日
	柴田町	柴田町立の全小中学校		6	3			3月14日～24日
	川崎町	川崎町立の全小中学校		8	2			3月14日～18日
	丸森町	丸森町立の全小中学校		9	4			3月14日～18日
	計		4	62	27	0	0	
仙台管内	塩竈市	塩竈市立の全小中学校		7	5			3月14日～23日
	名取市	名取市立の小中学校		8	4			3月14日～27日
		名取市下増田小、館腰小学校		2				3月14日～29日
		名取市立の幼稚園、関上小中学校	4	1	1			3月29日のみ登校
	亘理町	亘理町立の全小学校		6	4			3月14日～30日
	山元町	山元町立の全小中学校		5	2			3月14日～22日
	岩沼市	岩沼市立の全小中学校		4	4			3月14日～24日
	松島町	松島町立の全幼稚園小中学校	3	3	1			3月14日～23日
	多賀城市	多賀城市立の全小中学校		6	4			3月14日～22日
	七ヶ浜町	七ヶ浜町立の全小中学校		3	2			3月14日～31日
	利府町	利府町立の全小中学校		6	3			3月14日～30日
	大和町	大和町立の全小中学校		7	2			3月14日～18日
	大郷町	大郷町立の全小中学校		4	1			3月14日～23日
		大郷町立の幼稚園	1					3月14日～31日
富谷町	富谷町立の全幼稚園小中学校	2	7	5			3月14日～23日	
大衡村	大衡村立の全幼稚園小中学校	1	1	1			3月14日～18日	
	計		11	70	39	0	0	
北部管内	大崎市	大崎市立の全幼稚園小中学校 ※但し、幼保総合3施設(ひまわり園、なかよし園、すまいる園)を除く。3月14日から当面午前中のみ保育実施。	16	31	11			3月14日～23日
		加美町立の全小中学校 加美町立の全幼稚園	4	10	3			3月14日～23日 3月14日～24日
	色麻町	色麻町立の全幼稚園小中学校	2	2	1			3月14日～24日
	涌谷町	涌谷町立の全幼稚園小中学校	5	5	2			3月14日～18日
	美里町	美里町立の全幼稚園小中学校	5	6	3			3月14日～18日
	計		32	54	20	0	0	
栗原管内	栗原市	栗原市立の全幼稚園小中学校	22	31	11			3月14日～23日
	計		22	31	11	0	0	
東部管内	石巻市	石巻市立の全小中学校		43	21			3月14日～23日
	東松島市	東松島市立の全小中学校		10	4			22日以降休校(登校日を設けている学校が数校)
		女川町立の全小中学校		0	0			休校期間なし
	計		0	53	25	0	0	
登米管内	登米市	登米市立の全幼稚園小中学校	15	23	10	0	0	3月14日～24日
	計		15	23	10	0	0	
南三陸管内	気仙沼市	気仙沼市立の全幼稚園小中学校	6	21	13			3月14日～24日
	南三陸町	南三陸町立の全小中学校		5	3			3月14日～5月9日
	計		6	26	16	0	0	
	合計		92	447	215	81	20	

(3月23日時点の県教育委員会調査に市町村調査をもとに加筆)

2 学校再開に向けた取組

(1) 県教育委員会の動き

多くの学校が臨時休校を余儀なくされる中、県教育委員会では、学校の被害状況等の把握に努めるとともに、非常時であるからこそ目標期日を設定し、児童生徒の教育を再開する意志を示すことが重要と考え、3月19日に、県立学校の始業式・入学式を4月21日をめどに実施する目標を定めた。

3月23日に学校再開目標期日を県立学校に通知するとともに、4月21日を新学期始動日として市町村教育委員会にも説明し、学校再開へに向けた対応がとれるよう支援を開始した。

なお、仙台市教育委員会では、学校により被害の度合いに差があることから、被害状況に応じて再開日に幅を持たせ、4月11日を基本としながらも4月21日までの間に始業式を行い、順次再開する方針を決定している¹²。

県教育委員会では、市町村教育委員会及び各教育事務所及び地域事務所に兵庫県教育委員会作成の学校再開マニュアルを送付し、また、県立中学・高等学校及び特別支援学校には学校再開用チェックフローを提示し、校舎の安全性や学校運営に関わるインフラの確認、給食提供の可否、登下校手段の確認等の学校再開までに確認すべき事項について周知を図った。学校においては、これらをもとに学校再開への点検等が実施された。特に被害の大きい市町村教育委員会や県立学校に対しては、学校再開等に向け以下の支援を行った。

イ 市町村教育委員会への指導主事等の派遣

4月から7月末日までに、県教育委員会では市町村教育委員会と調整し、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町の12市町教育委員会に指導主事等32人を延べ1,024回派遣し、避難所運営業務や物資の仕分け作業、小中学校の学校再開に向けてのハード面・ソフト面での支援、転入・転出の手続、就学資料の作成、就学援助事務の支援、児童生徒の安全確保や生徒指導等の支援を行った。なお、8月以降も学校支援として石巻市に指導主事等を派遣した。

また、事務職員についても市町村教育委員会の要請等に基づき、4月から10月末日までに、気仙沼市、東松島市、亘理町、山元町、南三陸町の5市町教育委員会に延べ12人を派遣した。

ロ 県立学校への職員派遣

県立中学・高等学校の教職員に被災校への支援を呼び掛け、3月17日から夏季休業までの間、13校に対して51校から延べ367人を派遣した。派遣職員は校舎等の整備、生徒の面接指導、避難所における保健指導・健康観察・健康相談・衛生管理等の支援を行った。また、避難所となった石巻支援学校を支援するため特別支援学校の教職員にも支援を要請し、各特別支援学校から2泊3日のローテーションで人的支援を行った。なお、避難所となった石巻西高等学校にも、特別支援学校教員を派遣した。特に被害の大きかった農業高等学校（名取市）、気仙沼向洋高等学校（気仙沼市）、水産高等学校（石巻市）については、高校教育課内に支援チームを設置し、課題解決のため指導・支援を行った。

ハ 兵庫県「震災・学校支援チーム（EARTH）」¹³の派遣要請

県教育委員会では、兵庫県教育委員会に対し、被災地の教育復興を支援する「震災・学校支援チーム

¹² 仙台市：『東日本大震災 仙台市 震災記録誌 ～発災から1年間の活動記録～』（仙台市、平成25年3月）

¹³ Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogoの略。兵庫県教育委員会が、阪神・淡路大震災の際の全国の支援に報いるため設置した組織。公立学校の職員等150人（平成23年度時点）で組織されている。

(EARTH)」の派遣を要請した。3月15日から県内にEARTH要員が派遣され、避難所となった学校の運営支援、早期に学校の再開が見込まれる地域の学校再開支援、被災した児童生徒の心のケア支援への助言が行われた¹⁴。

二 被災者教育相談フリーダイヤルの設置

3月12日から1週間程度は学校への連絡が取れないため、保護者等から休校の確認や学校の再開予定に関する問い合わせが県教育委員会に相次いだ。これを受け県教育委員会では、児童生徒や保護者の不安を解消するため、4月1日から5月31日までの2か月間、被災した児童生徒や保護者からの教育相談に応じる被災者教育相談フリーダイヤルを開設し、職員が輪番制で各種相談に応じた。

相談内容は、奨学金や転入・転出等に関するものが多く、フリーダイヤル開設期間中、高校教育課で334人、義務教育課で278人の相談を受付けた。6月1日以降は、通常の電話番号により業務時間の範囲内で引き続き教育相談を実施した。

(2) 学校再開に向けた取組

イ 通学手段の確保

県内では沿岸部を中心に公共交通機関が被害を受け、道路の損傷や地盤沈下、がれきが道路脇に積み重なるなど、児童生徒が通学手段を失い、安全に通学できない状況となっていた。また、避難所での生活を送る児童生徒の中には、遠方からの通学を余儀なくされる児童生徒もあり、通学が困難となった児童生徒への安全な通学手段の確保が課題となった。

県教育委員会では、JR東日本仙台支社及び宮城交通(株)に対し、4月11日、不通区間の早期再開、増便、新たな区間の開設等の要望を行うとともに、国に対してスクールバスの運行経費など通学支援に係る対象経費の拡充や新たな国庫金交付制度の創設を要望した。その結果、JR東日本による代行バスの運行や路線バスの増便が図られ、12月には運行経費が交付金対象として認められた。

小中学校では、市町村教育委員会において、通学路の安全性や避難所等で生活している児童生徒の状況を踏まえ、スクールバスの運行やタクシーでの送迎を実施するなど通学手段の確保が行われた。また、児童生徒の移動状況を把握し、実態に合わせ時刻表の変更や路線の検討も行われた^{9・15}。

県立高等学校では、震災により校舎が使用できなくなり他校の校舎を使用して学校活動を行うこととなった農業高等学校、水産高等学校、志津川高等学校、気仙沼向洋高等学校の県立高等学校4校に在籍する生徒のうち、通学にあたってJR東日本の鉄道路線等の利用ができない生徒の通学手段を確保するため、仮設校舎への移転等までの間、(社)宮城県バス協会への業務委託により通学バスを運行した。学校再開日に向け、バスを利用する生徒数の把握及びバスの所要台数を確保するとともに、道路の被災・復旧状況を踏まえ、利用生徒の避難先や学校の時間割に応じた運行経路・運行時刻表等の設定等について、業務受託者及び各学校と調整を行った。運行経路は、県教育委員会職員が直接現地に出向き試走を重ねるなど、より効率的なルートを選定や乗降場所の確保に努めた。バスの運行は、5月7日に水産高等学校の生徒を対象に開始し、他校生を対象とするものは5月9日に開始した。最長で水産高等学校の生徒を対象に10月31日まで運行し、最大時は4校合わせて1日あたり1,024人の生徒が利用した。

¹⁴ 文部科学省：『平成23年度 文部科学白書』（文部科学省、平成24年）

¹⁵ 気仙沼市立学校長会、気仙沼市教育委員会、宮城教育大学：『一記録—東日本大震災 被災から前進するために』（気仙沼市立学校長会、気仙沼市教育委員会、宮城教育大学、平成24年3月）

特別支援学校で運行されているスクールバスについては、道路状況や児童生徒の避難場所を把握した上で、各学校でバス会社と調整を行い、バス路線を変更するなどの対応を行った。

ロ 教科書等学用品の給付

今回の震災では、沿岸市町において教科書を取扱う教科書取次店が被災し、既に納入されていた平成23年度用教科書が毀損・滅失したため、早期に状況を把握して対応する必要があった。

県教育委員会では、発災直後から（株）宮城県教科書供給所の協力を得て平成23年度用教科書の震災による被害状況を把握し、文部科学省と連絡・調整を行った。その結果、学校開始日までに県内全ての学校へ教科書を供給することができた。また、中学生の受験等の学習に必要な教科書の無償給与については、文部科学省初等中等教育局教科書課から4月11日付けで「東北地方太平洋沖地震により被災した生徒への教科書の給与について」が発出されたことから、市町村教育委員会等に通知し、文部科学省に詳細を確認の上、指導・助言を行い確実な供給を促した。

また、津波による学用品の流出、発災後の生活物資の不足により、学用品の調達がままならない児童生徒もいる中、3月下旬に全国から本県に対し、被災した児童生徒のためのランドセルや学用品等の支援について数多くの声が寄せられた。県教育委員会では、送付されてきたランドセルや学用品等を宮城県武道館柔道場（仙台市）に受入れ、既に被災現場で支援活動を実施していた（公財）日本ユニセフ協会、NGO等¹⁶と、支援内容について調整し支援を行った。毎週月曜日に被災地のニーズ等の情報交換や支援方法について話し合い、NGO等が支援を担当する市町や役割等の分担を決めるなど連携し、4月から5月上旬にかけて県内のほとんどの市町村（仙台市は独自に実施）に始業前に配布することができた。配布にあたっては、ランドセル等を単独で配布するのではなく、スクールバックやシューズケース等を詰め合わせる、消毒剤とフェイスマスクをパッケージにするなど、学校現場に配慮した対応を行った。災害救助法の給与対象でない中高生の制服については、各学校で卒業生に提供を求めるといった対応もとられていた。

さらに、学校の始業後に必要となる運動着、絵の具セット、習字セット、楽器等の供給方法についてもNGO等と協議し、可能な限り地元業者から供給できる仕組みを考え対応することとした。その結果、必要とする物資を市町村教育委員会で取りまとめ、県教育委員会が内容を確認し、NGO等の承認を得た上で、各学校が地元業者等に発注し、NGO等が代金を業者に支払う仕組みにより、5月から9月にかけて約1万8千人に対し約2億7千万円分の物資支援を行った。

なお、発災当初、市町村教育委員会のニーズを正確に把握することが困難であったため、多くの人々から支援を受けたランドセル等の物資が結果として余ることとなった。そのため、余分となったランドセル約1,500個は支援の申出があった東京のカバンメーカーに引取りを依頼し、今後6年間被災した児童に対する継続的なランドセルの提供を依頼した。

ハ 学校給食（私立学校を除く）

臨時休校に伴い学校給食も休止することとなったが、県内で使用できなくなった学校給食施設は津波被害によるものが5施設、地震被害によるものが5施設の合計10施設であった。

県教育委員会では、4月7日に給食施設の被害状況等の調査を実施し、また、甚大な被害のあった地域については、訪問して状況確認や課題等の聞き取り調査を行った。この調査結果をもとに、（財）宮城県学校給食会や農林水産部と連携し、給食施設の被害等が大きく給食の提供が困難な場合であっても、簡易給

¹⁶ （公財）日本ユニセフ協会、ジャパン・プラットフォーム、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、（公財）ブラン・ジャパン、宮城県学用品協会

食としてパンと牛乳を確実に全ての学校に届けられるよう連絡調整を図り、パン給食は学校再開当初から全地域で実施可能となった。また、完全給食を再開するまでの間、支援団体と市町村との連絡調整を行い、必要な支援が行き届くよう調整を行った。各種団体等から弁当、飲み物、デザート等の支援や給食用備品の支援が行われた。

完全給食への実施状況は、5月末で76.5%、6月末で88.2%、7月末で91.2%と改善していき、完全給食を実施している市町村の中には、市町村内の施設間での融通や近隣市町村からの支援、外注弁当の活用等の対応が行われたところもあり、完全給食まで回復していない市町村においても、6月以降は1品以上のおかずの提供が行われた。

夏休み明けには、それまで1施設で町内全ての完全給食を賄っていた女川町の被災調理場の復旧、石巻市の大規模修繕（1施設）の終了に伴い、両市町の給食内容の充実が図られた。また、南三陸町では、2年前に閉鎖した合併前の施設を仮設調理場として整備し、汁物の提供が可能となった。その後、被災した炊飯委託業者の復旧や協力体制の整備等により、県内全地域で米飯給食の実施が可能となった。

仙台市教育委員会では、食料の流通がなかなか回復しない中、4月中旬からパンと牛乳のみの簡易給食により再開した。その後、学校給食センターの順次の復旧に合わせ、自校の給食施設が使用できなくなった学校への給食提供についても調整を図り、8月までには全校で完全給食を再開するに至った¹²。

ニ 学校施設の安全への配慮

学校の再開にあたっては、通学路に震災によって生じた危険箇所が残っている可能性があり、また、余震により二次災害が発生する恐れもあった。そこで、県教育委員会では、学校再開に向け4月11日に県内の市町村教育委員会及び県立学校に対して、大規模な余震を想定して避難経路、避難場所の再確認や通学路の安全確保など、学校安全に関する当面の要点について通知した。

津波による被害を受けた岩沼市の小学校では、学校再開までの取組として、校内や体育館の破損備品・用具物品の撤去及び廃棄、校舎外のがれきや汚泥、車両の撤去・移動、外壁・フェンス・門扉等の修理や回収及び撤去、通学路や学校周辺の危険箇所の点検が行われた。また、ガス管等の点検・修理、給食室・理科室・家庭科室・理科室等のガス器具の点検、石油倉庫や外部倉庫の点検等、校庭・校舎周りの消毒等、様々な再開への準備が行われ、児童生徒の安全に対する配慮がなされた。さらに、発災後も度々余震が発生したため、保護者説明会を開催して集団登下校体制をつくることなどの安全対策を説明した。

ホ 学校保健への対応

被災した学校の再開に向け、4月に学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師の指導のもと保健所の協力も受け、衛生管理に努めるよう周知を図った。また、児童生徒の健康診断は、毎学年6月30日までに実施することとなっているが、被害の大きな学校においては、(社)宮城県医師会や検診委託業者と連携して、状況に応じた対応を図った。7月には、(財)日本学校保健会から消毒用固形塩素剤を被災した県立学校及び小中学校を対象に希望校へ無償で提供した。

なお、4月から9月にかけて、全国及びNGO等からは、救急箱、消毒ジェル、マスク等の保健衛生用品のほか、ベッド、身長計、体重計等の保健室備品等の支援も被災した学校等に行われた。

平成23年度子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業（文部科学省委託事業）を活用して、学校や地域が抱えている健康課題を解決するために、児童生徒や教職員及び保護者等を対象にした研修会を開催した。平成23年度は震災対応に限ったテーマに絞り、心のケア42校、命の教育5校、歯科衛生指導1校、放射能と健康5校（地域）の活用があった。

へ 学習機会の確保、避難所等における児童生徒への学習支援

震災による生活の変化や臨時休校により、学習意欲の減退や児童生徒の学力低下が懸念され、また、避難所での避難生活を余儀なくされた児童生徒は、学習環境の確保が困難な状況も見られた。

学校では、臨時休校中の数日間、登校日や学習日を設け、また、校長室、教室の一室等を避難所生活を送る児童生徒の学習場所として確保するなどして、基礎的な学習や復習等を実施し児童生徒の学習機会の確保に努めた。

山元町のある小学校では、発災から約2週間後に校長室に寺子屋を開設し、同校の体育館に避難していた約20人の児童が漢字・計算ドリルなどを活用して基礎的な学習や復習等を行った。1週間経つと、東北大学の学生ボランティアが配置され、学生による運営が行われるようになり、同校で新学期が始まる4月下旬まで約3週間継続された⁹。仙台市内の4つの小中学校では、宮城教育大学の学生が教員の補助や子ども遊び相手となるボランティア活動を行い、4月18日から平成24年3月まで約140人の学生ボランティアが学校支援を行った¹⁴。

また、避難所等においても、県内外の大学生、NPO等による児童生徒への学習支援も行われ、学校再開後も支援が行われた。

女川町では、5月13日から避難所生活を続ける小中学生が、授業が終了した後も自由に勉強ができるよう、夜間学校「学び夜」を立ち上げた。避難所の多くは、集団生活で生活のリズムが異なる上、机や椅子がなくて学習に集中できる環境になかった。そのため、小学生には女川第二小学校の教室を、中学生には女川第一中学校の教室を、それぞれ授業終了後に開放した。その後、この取組はKATARIBAによって、女川町内の塾経営者やボランティアスタッフの協力を得て、女川第一小学校内に約200人の小中高校生を集めて開催される学びの場女川向学館（コラボスクール）に発展した⁹。

ト 被災した児童生徒等への経済的な支援等

震災により、就学が困難になった児童生徒に対して、以下の経済的な支援を実施した。

(イ) 市町村立学校等

震災により就学等が困難となった世帯の幼稚園、小中学校（中等教育学校前期過程を含む）の幼児児童生徒を対象として市町村が行う就学支援・就園支援事業の実施を支援した。支援額については国庫金より賄い、平成23年度は約14億円を支援した。

平成23年度は、就学支援事業で12,413人、就園支援事業（私立幼稚園分を含む）で4,379人を支援した¹⁰。

(ロ) 県立高等学校

a 高等学校等育英奨学資金（既存の奨学金制度）の償還猶予等

高等学校等育英奨学資金貸付条例により、経済的理由によって修学に困難があるものに対して奨学資金を貸付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資することを目的とした育英奨学資金について、被災地域に居住する奨学生の償還を平成23年度中猶予した。平成23年度は、償還猶予対象者数は3,642人となった。

また、被災した生徒に対する奨学金の貸付けについては、申請方法を簡素化し、広く速やかに貸付けできるよう配慮した。震災による被災を理由とした奨学生採用者数は、平成24年3月31日時点で301人であった。

b 高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）の創設

震災により被災し、経済的に修学が困難（奨学生が居住する家屋が半壊以上、家計支持者死亡、家計支持者収入がおおむね2分の1以下に減少等）と認められる生徒の修学支援を行うため、被災生徒奨学資金を新たに設け、9月から貸付けを開始した。

貸付額は月額2万円（年額24万円）で、平成23年度の貸与実績は6,160人に対して14億7,626万円であった。

c 入学者選抜手数料等の免除

被災した生徒の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金を免除した。平成23年度の実績は、入学者選抜手数料3,725人、入学金1,929人、寄宿舎料19人であった。

(d) 県立特別支援学校

国の第1次補正予算により措置された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により積み増した高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を活用し、震災により就学等が困難となった幼児児童生徒を対象とした特別支援教育就学奨励事業を実施した。平成23年度の対象者数は36人であった。

(e) 宮城大学への就学支援

大学において、被災した学生の就学を支援するため、被災の程度に応じ入学金及び授業料を減免した。県では、減免による大学の減収を補てんするため、運営費交付金約1億2,600万円を追加交付した。平成23年度は、授業料延べ437人に対して約9,100万円を、入学金は79人に対して約1,800万円を減免した。なお、国立大学、私立大学についても、減免措置による減収を補填する財政措置がなされている。

(f) 東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金の創設

震災により親を亡くした子ども達が将来に希望を持って成長していくことができるよう、東日本大震災みやぎ子ども育英募金¹⁷の口座を開設し、企業・団体・個人等全国からの寄附の募集を開始した。県教育委員会では、この募金により設置した基金を活用し、今回の震災により保護者と死別した児童生徒等が安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、本県独自の支援を長期的・継続的に推進することとし、東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金を創設し支援事業を開始した。

なお、乳児及び幼児（震災時胎児を含む）に対しては、東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金¹⁸が創設され支援が行われている。

チ 新規卒業生等の雇用確保対策

平成23年3月新規卒業生の雇用確保及び平成24年3月卒業予定者の雇用拡大のため、訪問活動や事業を展開した。

3月22日、経済主要5団体に対して、知事、教育長、宮城労働局長連名で新規学卒者の雇用の確保に関する要請を行った。7月20日及び11月22日には、宮城労働局、県、県教育委員会、仙台市及び仙台市教育委員会の5者が連携し、新規学卒者の雇用の拡大に関する要請を行った。

¹⁷ 東日本大震災みやぎ子ども育英募金については、第4章第4節「4 義援金、寄附金等の受付と配分」(2)ハ参照

¹⁸ 東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金については、第4章第2節「3 災害時要援護者等支援」(6)ロ参照

また、就職未内定及び内定取消しの卒業生は、トライアル23事業を活用し、県立学校等で臨時職員として採用するとともに、平成23年度当初から、キャリアアドバイザー等を全県立高校に配置し、新たに就職支援推進員を10校に配置して在校生や卒業生の就職支援にあたった。

なお、県内企業が被災したことによりこれまで以上に就職が難しくなると予想されたため、平成24年3月卒業予定者の就職希望者を対象に、就職試験前の8月までに就職ガイダンスや模擬面接等を実施するとともに、宮城労働局と連携して県外企業合同面接会を開催、県内で開催された合同面接会全てに送迎バスを準備し、被災地域や遠方の生徒に対し参加支援を行うなどした。

リ 人員体制の強化

各学校では、発災直後から教職員自らも被災する中、不眠不休で避難所運営にあたるなどしていたが、児童生徒が進級・進学し、新年度の教育活動が始まることを踏まえた対応が必要であった。そのためには、現にある勢力で被害の大きい学校の新年度に向けた教職員の体制を緊急に整えることが必要であるとの考えのもと、県教育委員会では市町村教育委員会の理解と協力を得て、被害の大きな学校に対して手厚い人事体制を確保するために、4月1日付けの教職員人事異動の発令を行った。

人事異動では、被害の大きかった地域の学校について、当該学校からの転出予定の教職員に兼務発令を行い、引き続き現任校に留まって（実質的な異動の延期）継続的に当該学校の業務にあたるようにするとともに、転入予定の教職員はそのまま転入することで、当該学校の人的体制の強化を図った。

(4) 教職員の加配

児童生徒の心のケア、学習支援の充実、校舎・施設等の復旧に関する業務、保護者や地域住民と一体となった学校づくりに関する業務等を手厚く進め、児童生徒の生活環境、教育環境の回復を早急を図っていくため、4月12日に教職員を加配する特例措置を講ずるよう国に要望した。その結果、平成23年度は4月28日及び6月24日の2回に分けて、義務教育諸学校で216人、高等学校で26人の加配定数が認められ、被災した児童生徒に対する支援の人員体制の強化が図られることとなった。職員の加配は、他校への間借りや仮設校舎での教育活動を再開した被災校と被災地からの児童生徒の受入れにより学級数が増加した受入校について、特に人的支援の必要性が高いと判断し、措置を行った。

(5) 臨時講師の募集

加配定数に充当する教職員を確保するため、4月22日に臨時的任用教育職員、非常勤講師の緊急募集を行った。県ホームページへの掲載にあたり、地元の報道機関に依頼し、ラジオ及びテレビ放送を通じて全国に広報活動を行った。なお、併せて緊急学校支援員の募集広報も行った。

5月末までに全国から計784人の応募があり、加配された定数の充当等に充てるなど人的体制の強化につながった。

(6) 緊急学校支援員の配置

長年の教職生活で培った豊富な知識と経験を生かし、児童生徒の心のケアや学校教育活動の正常化に向けた取組を継続的に支援する体制を整備するため、退職した教職員等を緊急学校支援員として一定期間任用した。緊急学校支援員は、児童生徒の震災の影響による学習遅延等に対応するための授業中の補助的支援や放課後学習、さらに登下校や清掃活動、放課後の見守りなどにあたった。

既存の制度では、経費に対する国庫補助制度がないことから、新たな国庫支出補助金交付制度の創設を国に要望し、緊急スクールカウンセラー等派遣事業が補正予算で措置され、緊急学校支援員に係る経費も同事業の対象となった。平成24年3月31日までに、小学校28校に37人、中学校13校に14人、高等学校8校に11人、特別支援校1校に2人、計50校に64人を配置した。

(e) 学校事務職員の加配（小中学校）

被災した学校の事務職員について、学校教育活動の正常化に向け破損・流失した備品等の整備、校舎の改修の業務等が大幅に増加していることから、要保護・準要保護の児童生徒数等が一定の基準を超え、定数加配の要件を満たした学校に、市町村教育委員会からの要請に基づき順次配置した。平成24年2月29日時点で、小学校26校に26人、中学校16校に16人を加配した。これにより、被災地の学校では、児童生徒の生活環境や教育環境を早急に回復することができ、また、被災地から避難した児童生徒への対応が円滑に実施された。

(f) 地方自治法に基づく教職員派遣

文部科学省から認められた教職員の加配定数については、講師等を採用して充当したが、それでも不足する状況にあった。そのため、文部科学省を通じて全国の地方公共団体へ教職員の派遣依頼がなされ、東京都をはじめ多くの都道府県から派遣支援の申出があった。県教育委員会では、これらの都道府県と地方自治法第252条の17に基づく教職員派遣の協定を締結し、5月から順次派遣を受入れ、被災地の学校や被災地から児童生徒を受入れた学校に支援の教職員を派遣した。

平成24年1月1日時点の教職員の派遣決定実績総延べ人数（仙台市を除く）¹⁹は、東京都90人、岐阜県12人、秋田県5人、兵庫県2人、栃木県・石川県・愛媛県・熊本県各1人の1都7県113人であった。学校別では、小学校44校に57人、中学校25校に25人、高等学校12校に27人、特別支援学校1校に4人となっている。

教職員派遣については、多くの都道府県より申出があったが、各都道府県が派遣可能な人材と本県が求める人材とが一致しない場合も多く調整に苦慮した。例えば、発災直後、本県では養護教諭の派遣を希望したが、多くの都道府県では長期的な養護教諭の派遣は難しい状況であった。加えて、他都道府県から地方自治法による派遣職員を受入れる際、派遣協定を締結することが必要であったが、勤務条件、給与、福利厚生等の諸制度がそれぞれ異なるため、その調整にも多くの労力を要した。一方、文部科学省において他都道府県の職員派遣の申出の取りまとめを、職員を派遣した一部都道府県からは派遣職員の居住地や通信手段等の対応支援を受けたこともあり、発災直後の混乱した状態であったが、発災後2か月弱の5月初旬から多くの職員派遣を受入れることができた。

(3) 児童生徒の転入学の状況

今回の震災による被災で居住地を離れ、避難や転居を余儀なくされるなどして、県内外に転校した児童生徒は3,756人にのぼった（図表4-6-5参照）²⁰。

公立小中学校の児童生徒の転入学においては、通常、住民票の異動に基づき行われる事務処理として、現在在籍している学校が作成して転出先の学校に送付する関係書類と児童生徒を受入れた学校が作成する関係

¹⁹ 派遣決定実績総延べ人数は、例えば同一校で3か月ごとに3人の教員が派遣された場合3人とカウントしている。

²⁰ 文部科学省：『東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について（平成24年5月1日現在）』（文部科学省、平成24年6月）

書類がある。しかしながら、震災の影響による行政機能の停止や関係書類の滅失等により、住民票の異動をはじめとする通常の事務処理が困難な状況となったことから、被災児童生徒の受入れについてはより弾力的かつ速やかに対応する必要が生じた。

県教育委員会では、被災児童生徒の転入学等について円滑な対応がなされるよう、国に対して転学時の事務手続きの弾力化、受入先の学級編制の関係から学齢簿の取扱い又は指導要録の取扱いについて、全国的に統一化が図られるような周知徹底を要望した。3月14日付けで発出された「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」により、被災した児童生徒等の受入れにあたっては、可能な限り弾力的に取扱い速やかに受入れること、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応や収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすることなどが示され、県では3月17日付けで市町村教育委員会に対し、その対応を依頼した。

図表4-6-5 児童生徒の転校の状況

分類	県内での転校	県外への転校	県内・県外合計
小学校	1,843人	811人	2,654人
中学校	547人	319人	866人
中等教育学校	0人	1人	1人
高等学校	61人	161人	222人
特別支援学校	11人	3人	14人
合計	2,462人	1,295人	3,757人

(平成24年5月1日時点、文部科学省、東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について)

④ 他校利用（間借り）や仮設校舎等による学校再開

学校再開が最も遅かった学校では、通常の年に比べ約1か月程度遅れての再開となった（図表4-6-6参照）。

小学校では、4月8日に3校、4月11日には124校が始業式を実施した。県内全ての小学校が始業式を実施することができたのは、南三陸町の5校が実施にこぎつけた5月10日であった。中学校では、4月11日から順次始業式、入学式を実施し、南三陸町で5月10日に始業式、11、12日に入学式が行われたことにより、県内の全ての中学校が再開された。

被災により当面校舎等の使用が不能となった県内の小中学校は、4月19日時点で小学校29校、中学校18校の合計47校であり、うち44校が他校等へ間借りするなどして再開し、3校は自校の体育館等を利用して教育活動を再開した。

県立高等学校では、4月20日から22日に始業式、入学式を実施し学校が再開された。被害が大きかった農業高等学校、気仙沼向洋高等学校、水産高等学校及びライフラインの復旧のめどが立たない志津川高等学校については、隣接地区等の高等学校の施設を間借りするなどして5月9日に再開した。また、石巻市立女子商業高校についても、5月16日から分散して学校を再開した。

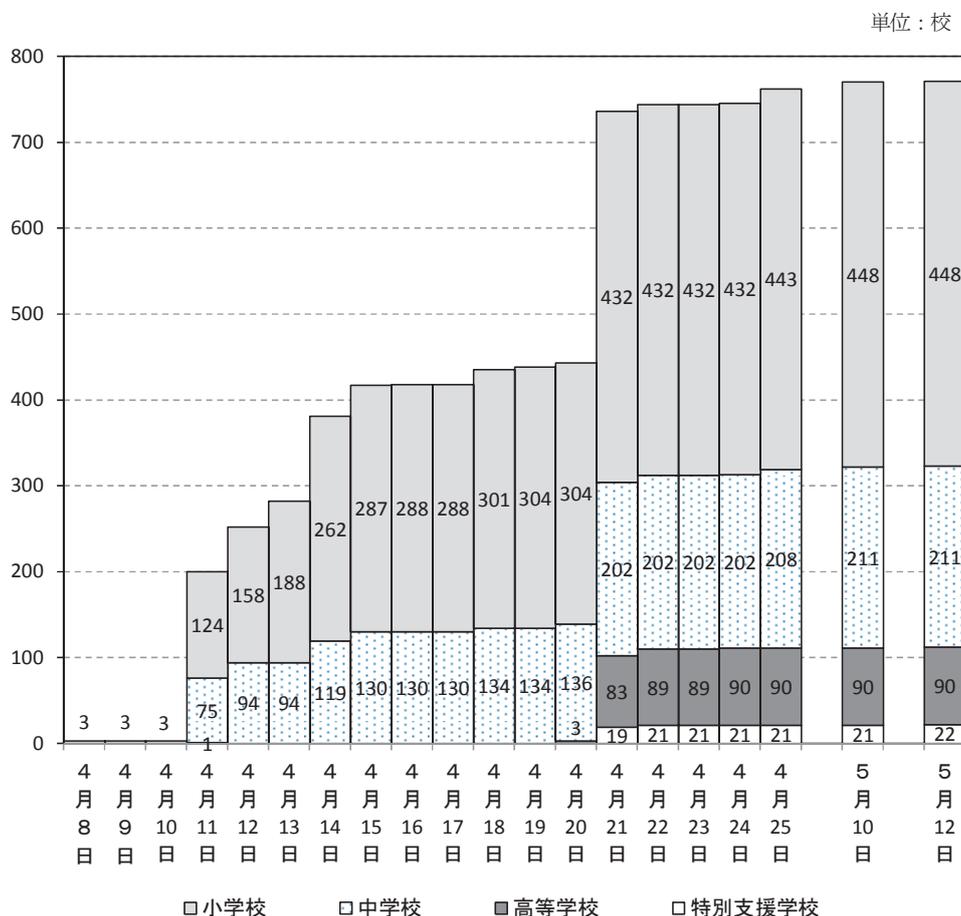
県立特別支援学校では、石巻支援学校以外の全ての学校で4月21日、22日に始業式、入学式が行われた。石巻支援学校は、避難所解消に時間を要したことなどから5月12日に再開した。

仙台市立学校では、4月11日に8割以上の学校で、4月22日までには全ての学校で始業式・入学式が実施され再開した¹²。

私立学校では、最も早いところで、小学校では4月7日、中学校では4月14日に始業式、15日に入学式が行われ、その後順次始業式・入学式が実施され、4月中旬には学校が再開された。高等学校では、4月9日

に入学式が行われたのをはじめ、4月中旬から下旬にかけて学校が再開された。なお、中学校、高等学校では、5月に授業が再開された学校もあった²¹。

図表4-6-6 県内公立学校の再開状況



※仙台市では4月11日の再開を基本とし4月21日までの間に学校の状況に応じて再開（中学校に関しては4月11日に計上）
 ※大崎市では4月12日から14日の間に学校の状況に応じて再開（中学校に関しては、4月12日に計上）
 ※特別支援学校の分校、分教室はそれぞれ別に計上

仮設校舎や間借り又は施設の一部が使用できない状態で学校運営を進めていくにあたり、市町村教育委員会や学校では、可能な限り教育環境が整備されるよう対応にあたった。

学校の空き教室のほか、不足する場合は特別教室の一部を転用する措置がとられた。また、空き教室がない場合、受入側、間借り側両校の同一学年をひとつの教室にまとめて、2校の担任が協同・役割分担して合同授業を行うティーム・ティーチング的な対応もとられた。校舎の一部が被災した学校では、板段ボールやパーティションを立てて体育館を間仕切って教室とし、また、支援を受けたボードや移動式黒板でひとつの部屋を間仕切り、ふたつの教室として使用する場合もあった。このような場合、授業の実施にあたっては音に配慮した対応が求められ、時間割を調整するなどの対応が行われた。また、授業中の声が小さくなりがちになる状況も見られた⁹。

²¹ 各私立学校ホームページ

仮設校舎や他校利用（間借り）により授業を実施している公立学校は、平成24年3月30日時点で小中学校47校、高等学校で3校の計51校となっている（図表4-6-7参照）。

図表4-6-7 公立学校における仮設校舎・他校利用（間借り）による授業実施校数

区分	仮設校舎				他校利用			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
県立			3校	3校				
仙台市	6校	4校		10校	3校			3校
仙台管内	名取市				1校	1校		2校
	亶理町				2校	1校		3校
	山元町※				2校			2校
	七ヶ浜町		1校		1校			
北部管内	大崎市	1校	1校	2校				
栗原管内	栗原市	1校		1校				
東部管内	石巻市	2校	2校	4校	7校	2校	1校	10校
	東松島市	1校		1校	1校	1校		2校
	女川町				2校	1校		3校
登米管内	登米市		1校	1校				
南三陸管内	南三陸町				2校	1校		3校
合計	11校	9校	3校	23校	20校	7校	1校	28校

※山元町では他校利用（併設）としている

(5) 授業時数の確保、授業等への影響

学校再開後も、校舎使用のめどが立たず臨時休校を余儀なくされた学校や居住地から離れた学校を間借りして、スクールバスでの移動を余儀なくされた学校では、週あたりの授業時数を減じて授業を実施せざるを得ない状況となった。また、各学校においては行事が延期又は中止された⁹。多くの学校では夏季休業日を短縮し、また、土曜日授業を実施するなどして授業時数の確保に努めた。

農業高等学校では、3校に分散して学校を再開したが、なかでも名取市から約60kmと最も遠い加美農業高等学校（色麻町）へは、生徒が大型バス6台に分乗し、片道1時間半かけて通学することとなった。そのため、車内でDVDやプリントを使って授業を実施し、授業時間を確保していた²²。

児童生徒の生活環境が大きく変化する中、児童生徒の学力の維持・向上対策が課題となっており、また、校庭への応急仮設住宅の建設等による、遊び場や運動する機会の減少等による体力の低下も懸念されている。



パーティションで仕切られた
体育館での授業の様子（大崎市）

(6) みやぎ学校安全基本指針の策定

県教育委員会では、今回の震災の厳しい教訓を踏まえ、今後の学校における防災教育及び防災体制の再構築に全力で取り組んでいかなければならないとの決意のもと、地震・津波はもとより、あらゆる災害への対応を図ること、子ども達を取り囲む災害安全、交通安全、生活安全（防犯を含む）の三領域の危険に幅広く

²² 宮城県農業高等学校：「復興リーフレット1号」宮城県農業高等学校ホームページ <http://miyanou.myswan.ne.jp/hukkouleaf.html>（確認日：平成26年2月16日）

対応を図ること、教職員が子ども達に対して計画的・継続的に安全教育を行い、危険を回避する力と他者及び社会の安全に貢献できる心を育てるとともに、子ども達の命を守る安全管理体制の再構築を行い安全教育の一層の充実を図ることを目的とし、平成23年度からみやぎ学校安全基本指針の策定に取り組んだ。

策定にあたっては、外部の専門家も含めた作成協議会を組織してアドバイスを受けるとともに、下部組織としてワーキンググループを設置して作成に取り組んだ。また、文部科学省が平成24年1月に実施した東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究の結果から、本県分を独自に集計・分析を行い、その結果から見えてくる課題等を踏まえ、後世に伝えたい8つの教訓として盛り込んだ。

各学校で学校防災マニュアルを作成する際のポイントを示した学校防災マニュアル作成ガイドについては、指針の策定に先駆け平成24年5月21日に暫定版学校防災マニュアル(例)を作成し、県立学校及び市町村教育委員会に通知・配布して早期の作成・改訂を促した²³。

(7) 防災主任の制度化

自然災害に対する危機意識を高めることで学校における防災教育推進の体制整備を図るため、平成24年度から県内全ての公立学校に防災主任を置くことを制度化した。また、地域の拠点となる小中学校には、新たに加配という形で防災担当主幹教諭を配置することとし、当該学校の防災教育だけでなく、地域内学校の防災主任等と連携し、市町村の防災担当部局や地域との調整にあたるなどの体制づくりに努めた。

(8) まとめ

学校再開に向けて、県では具体的な目標日を定め、県立学校や市町村教育委員会に対応を依頼した。目標日を設定したことで、学校再開へ向けての準備の促進につながるだけでなく、児童生徒や保護者の安心感を与えることにつながったと考えられる。学校は児童生徒が生活時間を多く過ごす場所であり、その再開は震災を受け自分を取り巻く生活環境が急激に変化することを体験した児童生徒にとって、それまでの日常生活を取り戻すきっかけとなる。

学校の再開にあたっては、学校生活に必要な教科書等学用品の供給、通学手段の確保、経済的支援等、被災により生活環境に変化が生じた児童生徒の実態に配慮した対応が求められるが、児童生徒が1日も早く学校生活を送れるよう、関係機関等と連携しながら早期の学校再開に向けた取組を実施していくことが重要である。また、学校は災害時における地域の避難所に指定されている場合も多く、大規模災害が発生した場合、避難所の解消には時間がかかり、学校教育と避難所が共存する状態が長期化することが想定される。学校機能の回復をめどに避難所の解消に向け市町村防災部局と連携するとともに、学校教育と避難所機能が共存する場合の体制について検討することも求められる。

発災から約2か月後、校舎の被災等により体育館、他校への間借り、仮設校舎等で授業スペースの確保を図り、時間割の調整等により、県内全ての学校が再開されることとなった。学校再開後も多くの学校で不自由な学習環境のもと授業が続いており、各学校において様々な工夫や配慮がなされている。学校施設の整備とともに、震災による学習の遅れやストレスを受けた児童生徒に対する心のケアなどに対する支援をきめ細かに行い、児童生徒が安心して学校に通学できる環境や支援体制を整えていくことが重要である。

²³ 平成24年10月にみやぎ学校安全基本指針を策定し、確定版の学校防災マニュアル作成ガイドを作成した。

3 児童生徒等の心のケア

(1) 児童生徒に対する心のケア

津波被害により多くの児童生徒が家族や友人を亡くし、生活の場である家屋が流されるなど、本県における児童生徒を取り巻く生活環境がそれまでとは急激に変化した。さらに、時間の経過とともに家庭環境や生活環境の問題も複雑化し、生活ストレスによる心の問題が増加することも懸念された。阪神・淡路大震災の前例によれば、教育的配慮を必要とする児童生徒の数は震災から3年を経過した年に最大となるなど、震災の影響が長期におよんだことが示されている。このことから、県教育委員会では早期から児童生徒の心のケアに取り組んだ。市町村教育委員会や学校においても児童生徒の被災状況をアンケート等で把握するとともに、学校生活において心身のサインを見逃さないよう、発達段階や個々の被災状況を踏まえたきめ細かな指導や相談が行われた。

学校等対応調査によると、学校再開直後に震災の影響による頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、不眠等の身体的症状や集中困難、イライラ、攻撃的、うつ状態等の精神症状が疑われ、教育的配慮や専門家によるカウンセリングが必要と判断された児童生徒等の属する学校の割合は21.8%を占め、地域別にみると、沿岸部では32.4%、内陸部では12.2%となっている。学校種別ごとの割合をみると、高等学校で30.4%、次いで小学校で27.8%、中学校で22.4%、特別支援学校で21.1%、幼稚園で10.7%となっている。

イ スクールカウンセラー等の緊急派遣

(1) 市町村立学校等への対応

県教育委員会では、3月17日から県臨床心理士会の協力を得て、要請のあった小中学校や避難所に県内スクールカウンセラー（臨床心理士等）の緊急派遣を行った。震災前の計画では、市町村に対して1、2人を派遣する予定であったが、今回の震災では被災地に予定よりも多くのカウンセラーを派遣した。平成24年3月30日までに、19市町61校へ延べ395人を派遣した。

沿岸部では、スクールカウンセラーの配置が少ない学校もあったことから、児童生徒、教職員が相談できる体制づくりを早急に行うことが必要と考え、4月22日に文部科学省に対して宮城県へのスクールカウンセラーの緊急支援派遣協力依頼を要請し、（一社）日本臨床心理士会の協力を得て、県外のスクールカウンセラー（臨床心理士）の緊急派遣を行った。5月10日から平成24年3月30日までに、11市町村94校に延べ1,654人のカウンセラーを沿岸部の小中学校に派遣した。

通常から配置しているスクールカウンセラーについては、平成23年度に従来どおり全中学校150校に配置を継続するとともに、新たに広域カウンセラーを仙台市を除く34市町村に配置し、域内の全ての小学校に対応可能な体制とした。活動にあたっては、4月14日に宮城県スクールカウンセラー連絡協議会を開催し、東日本大震災心理支援センターから講師を招き、緊急対応に係る研修を実施して4月15日から活動を開始した。

なお、教育事務所及び地域事務所7か所にも専門カウンセラーを1人ずつ配置し、震災前の計画に基づくものではあったが、平成23年度から相談日を倍増させ教育相談及び域内のスクールカウンセラーの現場管理を行うとともに、緊急対応として域内の小中学校の巡回相談も実施した。

平成23年度のスクールカウンセラー等²⁴に対する相談人数は、平成23年度は41,206人で前年度より約1万人増加し、相談件数は37,167件で前年度に比べ約8,500件増加した。相談内容は、児童生徒等の震災に係る相談を含むその他の相談が最も多く、次いで、教員への助言も含む生徒対応、学校生活の順

²⁴ 通常配置スクールカウンセラー、緊急派遣スクールカウンセラー、教育事務所専門カウンセラー（仙台市を除く）

で多かった。また、保護者から多く寄せられた相談内容は、家族関係、子の養育に関する内容であった（図表4-6-8参照）。

県外からの緊急スクールカウンセラーを津波被害の大きい地域に重点的に派遣し、専門的な見地から教員へのコンサルテーションや児童生徒の教育相談等を行ったことにより、教員や児童生徒の心の安定につながった上、早期から派遣を受けた学校では発災後のストレス等の軽減が図られ、重症化する児童生徒が少ない傾向となるなどの成果が見られた。

図表4-6-8 平成23年度スクールカウンセラー等への相談内容（小中学校関係）

		相談者			
		児童生徒	教員	保護者	合計
相談内容	不登校	1,044件	1,290件	1,303件	3,637件
	学校不適応	1,770件	1,024件	744件	3,538件
	人間関係・友人関係	2,633件	529件	285件	3,447件
	問題行動	254件	427件	255件	936件
	いじめ	149件	42件	42件	233件
	学校生活	3,246件	817件	524件	4,587件
	進路・学業	1,127件	296件	399件	1,822件
	学校関係・子の養育	1,649件	868件	1,726件	4,243件
	児童虐待	16件	59件	10件	85件
	発達障害	193件	682件	337件	1,212件
	生徒対応	130件	4,843件	59件	5,032件
	その他の相談	5,665件	1,909件	821件	8,395件
相談件数		17,876件	12,786件	6,505件	37,167件
相談人数		19,290人	15,065人	6,851人	41,206人

(g) 県立学校等への対応

スクールカウンセラーを配置している県立高等学校76校、特別支援学校3校に対し、第Ⅰ期（4月から9月）・第Ⅱ期（9月から平成24年3月）それぞれ8回分（1回6時間）派遣回数を上積みしてスクールカウンセラーを派遣した。さらに、特に被害の大きかった石巻地区、本吉地区、名取・亶理地区の17校には、5月から7月までの3か月間、通常配置のカウンセラーとは別に県内外のカウンセラー11人を週2回程度、緊急派遣カウンセラーとして派遣した。また、9月以降も11校に対して県内外のカウンセラー9人を平成24年3月まで緊急派遣カウンセラーとして派遣する体制を組んだ。

特別支援学校については、スクールカウンセラーに加えより専門性の高い臨床心理士も派遣し、また、スクールカウンセラーと各校の担当者を対象に被災した生徒の心のケアに係る講演会や研究協議を2回実施した。

(h) 私立学校への対応

被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等、様々な課題に対応するため、県では文部科学省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用し、スクールカウンセラー等を希望する高等学校や幼稚園及び専修・各種学校の各連合会に配置した。

ロ スクールソーシャルワーカー²⁵の配置

児童生徒の将来にわたるケアを行うため、域内の小中学校からの要請を受けて平成23年度当初から13市町村に13人のスクールソーシャルワーカーを配置した。学校を中心に市町村教育委員会や保健福祉等関係機関による個々の児童生徒に関するケース会議を立ち上げて連携を図り、家庭や児童生徒への支援を展開した。また、被災により震災遺児・孤児を含めた様々な問題を抱えた児童生徒が増加し、スクールソーシャルワーカーの緊急配置が必要となったため、文部科学省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用して配置スクールソーシャルワーカーの活動を拡充するとともに、新たに石巻市へ2人の追加配置を行った。これにより、震災の影響を受けた多くの児童生徒の支援を行うことができた。主な支援内容は、不登校、家庭環境の問題であり、支援件数の約半数を占めた（図表4-6-9参照）。スクールソーシャルワーカーを活用して第三者の立場で学校と家庭の間に介入することにより、学校と家庭の関係が改善し、児童生徒が抱える問題解決につながった事例もあった。

図表4-6-9 スクールソーシャルワーカーの活用事業の記録

年度	支援対象児童生徒	支援件数	問題解決、好転	訪問活動回数
平成22年度	363人	415件	224件	学校475回、家庭226回、関係機関137回
平成23年度	437人	621件	305件	学校881回、家庭354回、関係機関242回

※平成23年度は通常のスクールソーシャルワーカー活用事業に加え、緊急スクールソーシャルワーカー活用事業も含む

ハ 心のケアに係る他県からの支援

全国知事会を通じて県外から人的支援を受け、沿岸13市町の小中学校に養護教諭等を延べ890人派遣した。各県とも3月に先遣隊を派遣し、現地の状況とニーズを把握して支援にあたった。刻々と変化する現地の状況に合わせて、心のケア、避難所の衛生管理、学校の再開、保健室の整備等の支援を展開した。

ニ 心のケアに係る研修会の開催

学校は児童生徒に日常とのつながりを感じさせ、安心感を与えてくれる大切な場所であり、児童生徒の心のケアにあたっては、児童生徒が災害発生後の辛い時期を乗り越えることができるよう学校の教職員が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解して適切に対応していくことが必要となる。そのため、県教育委員会では、県内の子どもの心のケアにあたる人達を支援することを目的に、ケア宮城²⁶との共催により研修会を実施した。研修会は、5月下旬から9月上旬まで40回実施した。発災から半年が経過すると、徐々に心を開きだした子ども達への対応が課題となったため、その状況の変化を踏まえた研修会の開催を推進し、第2回子どもの心を支援する教師のための心のケア研修会として10月上旬から平成24年2月中旬まで18回実施し、子どもの心のケアに対する理解を深めて対応力の向上を図った。

また、学校再開に向けて被災した子ども達への対応や心のケアの基礎知識を学ぶため、管理職や学校保健担当職員を対象とした研修会を4月15日に実施したところ、約300人が参加した。

²⁵ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

²⁶ (一社)日本学校心理士会宮城支部会員、(一社)日本臨床発達心理士会東北支部会員、宮城県臨床心理士会会員の有志等により構成された団体

ホ 子ども達への取材に関する報道機関への要請

発災後は多くの報道機関関係者が被災地で取材活動を行っていたが、被災者の心身の回復のためには十分な配慮が不可欠であり、被災した児童生徒等のトラウマ（心的外傷）も懸念されたことから、3月18日、県教育委員会と庁内関係課では、特に児童生徒への取材にあたっては避難所等の管理者の許可を受けるとともに、カメラのフラッシュ、津波や地震あるいは亡くなった近親者や友人等を直接思い起こさせるような質問、取材の強要や執拗な質問など負担を強いるような行為は厳に慎み、秩序ある取材を行うよう報道機関に対して要請した。また、4月7日には、学校の再開にあたり学校及び児童生徒への取材が増えて、一部加熱した取材となることが懸念されたため、取材にあたっては学校長や避難所等の管理者の許可を受けるとともに、学校活動の支障とならないよう十分な配慮を行うよう報道機関に対して再度要請した。

へ 市町村教育委員会の取組

市町村教育委員会においても児童生徒のカウンセリングや定期調査等が実施された。教職員や保護者を対象とした研修会を開催するなどして心のケアに対する理解を深め、また、アンケート調査を実施して児童生徒の状況を的確に把握できるような取組が実施された。

仙台市教育委員会では、3月15日に招集した臨時校長会において、全校長に対して3月24日までに一度は学校の登校日を設けて児童生徒との面談を行い、児童生徒それぞれの事例を把握するよう指示するなど、早い段階から心のケアに配慮した。特に、学区内における津波の被害が甚大だった小学校4校に対しては精神科医の定期的な派遣を行うなど、児童相談所や医療機関との連携を図りながら対応を行った¹²。

3月19日からは臨床心理士等による心のケア緊急支援チームを学校へ派遣し、第1次支援として主に重度の被災校を中心に避難所等で延べ233人の児童生徒と面接を行い、急性ストレス症状を有する児童生徒の調査や状況の把握等を行った。4月下旬から行った第2次支援以降では、児童生徒だけでなく保護者への対応や教職員へのアドバイスなどを行い、平成24年3月末までに心のケア緊急支援チームを7次にわたって学校に派遣した¹²。さらに、今後どのような形で児童生徒への心のケアを行っていくべきかを検討するため、医師や臨床心理士等15人からなる心のケア推進委員会を設置し、委員会で出された意見、提言等を参考にしながら児童生徒への心のケアを実施した。

学校の再開にあたっては、全学校を対象として教職員の職種（校長、管理職員、担任、養護教諭等）ごとに、阪神・淡路大震災や北海道南西沖地震の奥尻島で児童生徒の心のケアに関わった専門家による研修会を行い、これらを通じて教職員が児童生徒の心の状態を理解し、学校全体で心のケアに取り組むことができる体制をつくった¹²。

同市では、全ての市立中・高・中等教育・特別支援学校・高校並びに小学校86校にスクールカウンセラーを配置していたが、学区内における津波の被害が甚大だった荒浜小学校、中野小学校、岡田小学校、東六郷小学校の4校に新たにスクールカウンセラーを配置するとともに、これまで配置や派遣を行っていなかった39校の小学校に対しても派遣を行った¹²。

② 公立学校の教職員に対する心のケア

学校現場の正常化に向けては、児童生徒及び保護者への支援はもとより自らも被災するなど厳しい環境の中で学校現場を支える教職員への支援も不可欠であった。そのため、教職員の心のケアを目的として、他都道府県教育委員会などの協力を得ながらカウンセラー（臨床心理士）の派遣、震災対応の管理職メンタルヘルス研修会や教職員を対象とした震災に伴うメンタルヘルスセミナーを開催し、心のケアに努めた。

イ メンタルヘルスセミナーの実施

7月に管理職を対象とした震災対応のメンタルヘルス研修会を石巻市、気仙沼市、多賀城市の3会場で実施するとともに、8月には全教職員を対象に震災対応のメンタルヘルスセミナーを石巻市、仙台市（2会場）、気仙沼市の4会場で実施した。管理職対象の研修会は168人が受講し、全教職員対象のセミナーは155人が受講して希望者には個人面談も実施した。

ロ ストレスチェック表の配布

9月に全教職員へストレスチェック表を配布して、災害時のストレスに係る情報提供を行い、教職員が心の状況を定期的にセルフチェックできる体制を整えるとともに、必要がある場合には早期相談を受けるよう促した。

ハ カウンセラー（臨床心理士）の派遣

厳しい環境の学校現場を支える教職員に対する心のケアが必要と考え、4月3日から28日まで石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、女川町、南三陸町に、東京都及び群馬県教育委員会、東京都教職員互助会、公立学校共済組合本部、公立学校共済組合直営病院（東北中央病院・関東中央病院・東海中央病院・四国中央病院）の協力によりカウンセラー（臨床心理士）等が派遣され、教職員への面談を実施した。面談は54か所で実施され673件の相談が寄せられた。

さらに、5月11日から6月2日まで、東京都及び千葉県教育委員会、東京都教職員互助会の協力により気仙沼市で面談を実施した。面談は19か所で実施され226件の相談が寄せられた。

また、東京都及び東京都教職員互助会派遣のカウンセラー（臨床心理士）により沿岸部を中心に教職員を対象とした面談を行った。派遣期間は9月26日から12月2日までで、14校において実施した。なお、派遣にあたっては、同じ場所に同じ臨床心理士を継続的に派遣することが望ましいため、その旨を派遣元に依頼したが要望どおりにはならない状況もあった。

ニ 健康調査及びメンタルヘルス個別面談の実施

教職員のメンタルヘルス対策の検討及び教職員自らが自己の健康状態を把握し、セルフケアの啓発と早期治療を促すことを目的として、公立学校共済組合の協力を得て全教職員を対象に健康調査を実施した。調査期間は、11月30日から12月6日までで、16,981人が回答した。調査の結果、約5人に1人が大変強く又は強くストレスを感じていることが明らかとなった。

健康調査の結果を受け、心のケアが必要として臨床心理士によるメンタルヘルス相談（個別面談）を実施した。個別面談は平成24年2月24日から3月10日の間に6回実施した。

(3) まとめ

県教育委員会では、震災により精神的なショックを受けた児童生徒への心のケアについて緊急を要する取組と位置づけ、他県等の支援も得ながらスクールカウンセラーの派遣人数や回数を上積みしたほか、被害の大きかった地区に手厚くカウンセラーを派遣し、ソーシャルワーカーの活用も図るなどして児童生徒の心のケアにあたった。さらに、教職員等の研修会や講演会、研究協議等も実施して心のケアに対する理解を深め対応力の向上を図った。過去の震災の例からも、短期的なケアに留まらず長期にわたる心のケアを行っていくことが重要であり、専門的な知見を持つ人材をいかに確保していくかが課題である。また、児童生徒の心

のケアには、身近に接する教職員や保護者による理解・見守りも不可欠であり、関係者間の連携を強化して継続した支援を行っていくことが重要である。

発災後、通常の教育活動に加え、避難所運営業務に携わるなど心労を重ねていた教職員に対しては、管理職、教職員を対象としたメンタルヘルス研修会等を実施して心のケアにあたった。11月に実施した全教職員に対する健康調査の結果、多くの教職員がストレスを感じていることが明らかとなった。教職員の心のケアは、教職員自身の問題に留まらず児童生徒に与える影響も大きいことから、早期に対応していくことが必要である。

4 教育施設等の復旧に向けた取組

(1) 学校施設の復旧

イ 国の対応

災害²⁷により学校施設が被災した場合、公立学校施設の災害復旧に要する経費は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第3条の規定に基づき、国がその3分の2を負担することとなっている。地方公共団体が負担する3分の1については、東日本大震災が激甚災害に指定されたことにより、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条の規定に基づき、地方公共団体が負担する災害復旧費用に対して国から交付金が交付されることとなった。

多くの学校が被災したことに加え、市町村の庁舎や職員が被災したことにより、行政機能が喪失、低下している市町村も少なくなく、学校施設の早期復旧のため、3月15日に文部科学省から、公立学校施設の災害復旧事業において、可能なものから国の現地調査を待たずに復旧事業に着手する事前着工が可能である旨の通知が出された²⁸。また、応急仮設校舎又は既設の校舎の臨時改修の設置や工事については、当該学校施設における原形復旧が原則であり、津波被害による当該学校敷地外に移転する場合の取扱いが明確化されていなかったが、4月4日に文部科学省から、当該学校敷地外における応急仮設校舎の建設に要する費用、さらに廃校や他校の学校施設を応急仮設校舎として利用する際に臨時に改修が必要になった場合も、補助の対象とする旨の通知が出された。高台への移転についても、津波被害を受けた学校の校舎高台移転等やその用地取得等で発生する費用に対する補助が明文化されていなかったが、国の平成23年度第3次補正予算で、高台移転を目的とした用地取得に対する補助が計上され、補助金の支給対象となるよう制度改正が行われた²⁹。

事務手続については、被害発生後に提出する災害報告書及び国庫負担（補助）事業計画書の提出が、地方公共団体において被害状況の把握が可能となった段階とされ、被害写真の簡略化³⁰や被災した学校施設の災害復旧事業の調査の机上調査基準額が申請額200万円未満から1億円未満へ引き上げられるなどの措置がとられ³¹、簡素化が図られた。

²⁷ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第2条第3項において、災害とは、「暴風、こう水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。」と定義されている。

²⁸ 文部科学省：「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等により被災した学校施設の早期復旧について」（平成23年3月15日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1304366.htm（確認日：平成26年9月30日）

²⁹ 文部科学省：「東日本大震災に係る公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への追加について（通知）」（平成23年10月28日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1312709.htm（確認日：平成25年11月16日）

³⁰ 文部科学省：「東日本大震災に係る災害報告書及び国庫負担（補助）事業計画書並びに現地調査における被災写真の取扱いについて」（平成23年4月15日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1312252.htm（確認日：平成25年11月16日）

³¹ 文部科学省：「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）」（平成23年5月20日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1312251.htm（確認日：平成25年11月16日）

私立学校の施設災害復旧には、激甚法による災害復旧事業費の2分の1の国庫補助が行われ、4月11日に公立学校と同様に事前着工が可能であることが³²文部科学省から示された。また、国の平成23年度第1次補正予算において、学校法人又は準学校法人立の私立専修学校・各種学校の災害復旧費用についても2分の1の補助が行われることとなり、災害復旧のための融資拡充等も図られた³³。

事務手続も公立学校と同様に学校法人等の業務軽減を図るため、災害復旧事業申請事務手続の簡素化及び弾力化が図られ、応急仮設校舎の補助要綱に施設のリースを追加するなど、今回の震災の被害に合わせた制度が創設された。さらに、地方公共団体に対して、津波により被害を受けた学校が高台等に移転する場合に東日本大震災復興交付金を活用し、市町村が確保・整備した土地又は施設を私立学校が貸与を受けて教育活動の再開を可能とする方法も文部科学省により周知された¹⁴。

ロ 公立学校施設の復旧

県では、3月15日から4月21日まで、文部科学省及び東京都の支援により県立学校及び市町村立学校等の応急危険度判定を実施した。また、東京都、大分県、愛媛県、鳥取県、三重県及び宮崎県から災害査定に関わる手続の支援を受けた。

市町村立学校については、4月15日に各市町村教育委員会の学校施設整備担当者に対し、災害復旧に係る事務手続説明会を開催し、今後のスケジュールや国庫負担（補助）事業計画書の作成について説明を行った。なお、震災対応等により出席が困難な場合には個別に相談対応することとした。災害査定は市町村内全ての学校の事業計画書が策定されてからの提出ではなく、学校ごとに事業計画書を提出して構わないこととし、現地調査を実施した。

公立学校施設の災害査定現地調査は6月6日から実施され、平成23年度は市町村立学校が413校、県立学校が94校の計507校について災害査定が終了した。年度内に復旧工事が完了したのは、市町村立学校が155校（補助申請ベース）、県立学校が39校で計194校となっている。甚大な被害を受けた学校は、平成24年度以降も引き続き災害査定を受ける予定となった。

被害の大きかった県立高等学校3校については、産業教育審議会に「震災被害の大きい農業高校・水産系高校の再建について」を諮問し、被災3校の再建に係る基本方針を定め、石巻市にある水産高等学校は平成28年度末をめどに現在の校地内で新校舎の建設を進め、名取市にある農業高等学校は同市内西部での、気仙沼向洋高等学校は気仙沼市内南部での再建を目指し、平成29年度末完成をめどに新校舎の建設を進めることとした。

仙台市では学校施設の被災状況をランク付けし、担当業者を割り振ることで応急復旧工事を進めた。仙台市立学校全体の199校³⁴が何らかの被災をしていたが、このうち約9割の学校については落下物の除去や危険部位の養生等の応急復旧を行うことにより、4月中に学校を再開した¹²。

復旧までかなりの期間を要すると考えられた重度被災校のうち、体育館や他校等で授業を行っていた学校10校については、まず仮設校舎を建設した。建設に際しては当時の間借り状態をできるだけ早く解消するために、第一段階として普通教室棟を建設し、その後特別教室棟を建設することで工期の短縮を図ることとし、普通教室棟は8月から、特別教室棟は11月から建設を開始し平成24年2月ごろまでの完成を目指し工事を行った¹²。次に、重度被災校の復旧にあたっては、文部科学省の委託による（社）日本建築学

³² 文部科学省：「東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について」（平成23年4月11日通知） 文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1304876.htm（確認日：平成25年11月16日）

³³ 文部科学省：「平成23年度補正予算（第1号）の成立について（平成23年5月6日）」

³⁴ 小学校127校、中学校64校、高等学校5校、特別支援学校1校、幼稚園2園

会の専門家による調査を基に復旧する方針とした。専門家による調査の結果、大半は既存の構造躯体の補修による復旧が妥当とされ、一部で基礎等に対する詳細調査の実施と、その結果を踏まえた復旧方法の検討が必要との見解が示されたことから、校舎11校、体育館7校について更に詳細調査を実施し、校舎3校、体育館1校については改築による復旧の方針を決定した¹²。

今回の復旧工事は、国の補助を受けるためその申請に必要な詳細な図面の作成、写真の撮影等を行いながら実施したことや工期が一時期に集中しているため業者が不足したことなどにより、一部工期が延びることとなった¹²。平成23年度時点で、小学校113校、中学校54校、その他9校³⁵の復旧工事が完了している。

ハ 私立学校施設の復旧

県では、4月以降、私立学校の教育活動の復旧を支援するため、国に対して私立学校に対する災害復旧費の補助率の嵩上げ、災害復旧査定の特例化、日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予等の要望を継続的に行ったところ、順次、私立学校の負担軽減に関する改善が行われた。この結果、私立学校の財政的負担の軽減と災害復旧の迅速化を図ることができた。

また、東日本大震災復興基金を活用し、国庫補助の対象となった私立学校を支援するとともに、国庫補助の対象とならない学校法人立以外の専修学校や各種学校に対しても復旧に要する経費の一部を補助し、早期の復旧を支援した。

私立学校施設の災害査定現地調査は、平成23年度156校の災害査定が終了し、幼稚園75園、小中高等学校・中等教育学校・特別支援学校17校、専修学校・各種学校38校の計130校が、年度内に復旧工事を完了している。

② 学校以外の教育施設等の復旧

イ 社会教育施設の復旧

県では、社会教育施設の被害に対する国の補助を受けるため、特定被災地方公共団体への早期指定、補助率の嵩上げ、補助対象範囲の拡大、災害査定の特例化等を要望した。補助率3分の2については嵩上げされなかったが、残り3分の1は交付税措置された。また、市町村所管の公民館類似施設についても補助対象となり、災害査定は学校施設と同様に机上査定額が1億円未満に引き上げられ、査定期間も年度をまたいでの査定が認められた。

公立社会教育施設災害復旧費補助事業は、公立学校施設と異なり激甚災害に指定された場合のみ予算化される事業であることから、県及び市町村にとって初めて取扱う業務であった。そのため、手探りの状態から業務を開始することとなった。県では、補助金交付に係る事務手続について文部科学省と調整しながら市町村に通知するとともに、現地での被害調査や申請書類の作成など様々な相談に応じた。被害が大きい市町村ほど業務に関わる職員が少なく、業務の推進に時間を要した。当初は、実施設計委託費が補助対象経費として認められていなかったことなどから、市町村の災害査定が予定どおり進まず、多くの施設が平成24年度に繰越しとなった。

平成23年度の公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付申請は、市町村から206施設、県から11施設あり、8月15日から国の災害査定現地調査が実施され、市町村社会教育施設122施設、県立社会教育施設10施設で災害査定が実施された。年度内に復旧工事が完了したのは、42施設となっている。

³⁵ 高等学校5校、中等教育学校1校、特別支援学校1校、幼稚園2園

県有施設については、松島自然の家では津波により施設全体が壊滅的被害を受けたため、事務所機能を東松島高校第2体育館に移転し、主に出前講座を中心に事業を展開した。その後、キャンプ等自然体験の活動フィールドを求めて平成24年4月1日から東松島市の鷹来の森運動公園に移転した。また、蔵王自然の家は5月6日から、志津川自然の家は、発災から8月23日まで避難所として使用され、避難者が応急仮設住宅等へ移動した後、9月1日から事業を再開した。宮城県美術館では天井材等の脱落防止措置等の内外装の補修工事が平成24年3月27日に完了した。併設の佐藤忠良



被災（本館前が地盤沈下）した松島自然の家

記念館は5月1日から再開、常設展示は7月4日から再開した。宮城県図書館では、4月1日から返却受けや音訳サービス開始等の非来館サービスを開始し、5月13日に開館した。当初は余震や節電等を考慮して開館時間を短縮し、10月からは通常通りの開館時間とした³⁶。東北歴史博物館は4月26日から再開した。

市町村立図書館では、施設設備の応急措置をしながら落下本等の整理を行い、一定期間休館した図書館もあったが、早い図書館で3月下旬、他の図書館でも約8割が4、5月中には開館時間等の短縮やサービスを一部停止するなどして再開した。

ロ 社会体育施設

国に対する要望及び更なる緩和措置については社会教育施設と同様の対応を行うとともに、県有施設及び市町村立施設の災害復旧に向け、他県から派遣された職員の協力のもと市町村を含めた補助申請の迅速かつ適正な処理を進めた。震災による被害が大きいほど、設計業務委託及び災害復旧工事請負等の各業務が他の公共施設や民間施設とほぼ同時期に集中することとなり、入札が不調になるなど災害復旧工事を予定どおり進めることが困難となった。

社会体育施設の復旧に係る国の災害査定は、平成23年度は県有施設5施設、市町村立施設81施設で実施され、15施設で復旧工事が完了している。

グランディ・21の総合体育館メインアリーナは、遺体安置所として使用されていたため、復旧工事に7月15日から着手し、9月に施設の利用を再開した。宮城スタジアムは7月13日からメインスタンドの大屋根を支える支柱の設置工事に着手し、大屋根以外は平成24年1月末から復旧工事に着手した。総合プール、テニスコート、合宿所等も、平成24年1月末から復旧工事に着手し、宮城県サッカー場は、Cグラウンドが4月1日から、A、Bグラウンドは5月1日から利用を再開した。

宮城県第二総合運動場では、近的弓道場は4月11日、遠的弓道場は6月1日から利用を再開したが、平成24年3月に災害復旧工事の入札が不調となり、工事着手は平成24年度にずれ込んだ。

宮城球場（日本製紙クリネックススタジアム宮城）は、4月29日の東北楽天ゴールデンイーグルスの開幕試合に間に合わせるため、利用者の安全を考慮して宮城球場の応急復旧工事を実施した。

宮城県長沼ボート場は4月23日、宮城県ライフル射撃場は5月1日、宮城県仙南総合プールは6月1日に、施設の一部利用を再開した。

³⁶ 宮城県図書館：『宮城県図書館における東日本大震災の被災・復旧の記録』（宮城県図書館、平成23年9月）

③ 文化財への対応

イ 特別名勝松島への対応

本県では、特別名勝松島が今回の震災で甚大な被害を受けたことから、現行制度で対象が明確でない文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項ただし書き「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」の対象となる現状変更の範囲について、3月16日以降、文化庁と協議した。その結果、災害復旧事業に係る現状変更について、文化庁長官の許可を要しない事業の範囲³⁷が示された。また、特別名勝松島保存管理計画における第一種保護地区（1B、1C地区）、第二種保護地区（2B地区）、第三種保護地区及び海面保護地区で行われる復旧等に係る事業³⁸についても、文化庁と協議し、文化庁長官の許可を要しない事業に該当する旨を3月31日付けで市町村に通知した。

県では、3月30日、国に対して住宅の高台移転等の事業に関し現状変更許可基準の弾力的な運用を要望するとともに、4月8日に東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書を提出した。その後、4月に文化庁長官及び文化庁調査官による現地調査が行われた。現状変更許可基準の弾力的な運用については、文化庁から特別名勝松島の保護と被災された地域住民の生活再建の両立を図るための弾力的な運用を検討する有識者会議の設置を求めるとの方針が示された。これを受け、県では構成員を関係市町の長、学識経験者等とした震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会を設置し、特別名勝松島の文化財的な価値と復興計画の両立のための検討を行った。

第1回検討会を6月21日に開催し、8月8日に開催した第2回検討会で中間報告を取りまとめた。11月に基本方針（最終案）を作成するとともに、12月の調整会議において個別の復興事業における具体的な指針として震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針案を作成した。最終回となる第3回会議を12月26日に開催し、基本方針の最終案及び指針案の検討を行い、最終報告を取りまとめた。これは震災復興と文化財的な価値の保護との両立について、今後の基準となるひとつの成果といえる。

ロ 文化財等への対応

① 指定文化財

被災した文化財は指定・未指定に関わらず早急に保全する必要があるため、発災直後から文化庁と連絡調整を行い、3月29日に文化庁に対して文化財の救援要請を行った。その結果、4月1日から東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）³⁹が実施されることとなった。被災した絵画、彫刻、古文書、考古資料等の文化財等の緊急の保全と貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するために立ち上げられた同事業は4月後半から本格的に開始され、行政機関や研究機関、学会等の連携・協力のもとに各地の多数の被災文化財等を救出して応急処置を施し県内外の博物館等で一時保管が行われた。

なお、救出された資料等の返却までの円滑な対策を検討する組織として、10月21日に宮城県被災文化財等保全連絡会議⁴⁰を設置した。また、文化庁で4月27日に被災した建造物の状況調査や応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、文化庁と（社）日本建築学会が連携・協力し、現地に調査員（文

³⁷ 「崩落した土砂、落石等の撤去及び除去」、「崩落した法面等の応急的な崩落防止対策」、「損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地」、「津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地」、「緊急車両のための仮設道路の設置」、「撤去物の仮置き」、「その他緊急を要するもの」とされた。

³⁸ 「ライフライン【電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋りょう、下線施設、鉄道】の復旧（原状回復）」、「仮設建築物その他の工作物（プレハブ応急仮設住宅、仮設トイレ等）の設置」、「遺体の仮土葬」とされた。

³⁹ （独）国立文化財機構の下部組織である東京文化財研究所を事務局として立ち上げられた東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会が実施主体となった。

⁴⁰ 県教育委員会、東北歴史博物館、仙台市博物館、宮城県美術館、仙台市科学館、東北大学総合学術博物館の6者を幹事として、県内の12の博物館等（被災側・受入側双方）、11の教育委員会により構成

化財ドクター)を派遣する東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)の実施が決定され、県では関係市町村と連絡調整を図りながら被災建造物の復旧支援を進めた。同事業により被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門的見地からの保護・保全のための助言・指導が得られにくかった市町村指定や国登録、未指定の建造物についても支援が得られ、被災の拡大や毀損の防止に成果が得られた。

また、県では国に対して所有者及び県・市町村の文化財修復への財政負担の軽減のため、国庫補助金の補助率の嵩上げと補助対象事業の拡大、県及び市町村の補助事業への特別交付税措置を要望した。その結果、県及び市町村指定文化財も含めて地方公共団体負担分は80%の特別交付税が措置され⁴¹、財政負担の軽減が図られた。

災害復旧事業については、指定文化財所有者や指定無形文化財の保護団体や国登録文化財所有者等が実施する修理・修復や再生事業に対して、適切な保存・保護のための指導・助言を行うとともに、経費を補助し被災文化財の早期復旧を図った。平成23年度には、国宝瑞巖寺庫裏など国指定文化財18件、補陀寺六角堂など県指定文化財7件の災害復旧事業に対して助成し、また、国・県・市町村指定、国登録文化財の修復にかかる個人・法人の所有者負担に対しては、東日本大震災復興基金を運用して国登録文化財1件に対し助成を行った。



有備館の被災状況(大崎市)

(n) 埋蔵文化財

埋蔵文化財への対応については、阪神・淡路大震災時の兵庫県教育委員会の対応をまとめた記録集が実質的なマニュアルとなり、当該資料に今回の震災の特徴である津波被害への対応等を勘案する形で進めた。

3月30日にライフラインの復旧や仮設施設の建設等の緊急を要する工事⁴²については、文化財保護法第93条、第94条に基づく届出等を不要とすることなどを各市町村教育委員会等に通知し、5月12日及び6月30日に各市町村教育委員会文化財担当者会議を開催して周知を図った。

復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施にあたっては、文化庁と宮城県、岩手県、福島県、仙台市の3県1市で問題点を協議して調整を図り、国に対して国庫補助事業に係る国負担率の嵩上げと地元負担分の特別交付税措置、国庫補助対象の拡大、地方自治法による発掘調査専門員の派遣を要望した。その結果、復興調査費用は全額国から補助・交付を受けられることとなり、また、従来の個人・零細企業の事業に加え中小企業の事業に伴う発掘調査も補助対象となった。なお、復興調査費用の第1回の申請では、県及び利府町を除く沿岸14市町、登米市、大崎市、美里町の17市町村から申請があり、計約6億1,204万円が交付決定された。

⁴¹ 国指定で地方公共団体が事業主体となったもので平成23年度に事業を実施したもの(国の3次補正予算で対応)は100%措置

⁴² 「電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋りょう、鉄道等の復旧」、「応急仮設住宅の建設」、「損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地」、「その他緊急を要する復旧工事」とされた。

(4) 教育・福祉複合施設

津波により被災し3月18日から工事を一時中止していた教育・福祉複合施設は、仮設復旧工事を4月25日から6月30日まで実施した。また、5月27日から7月15日まで被害状況等調査を行い、構造的に問題となる被害はなかったことから、9月上旬から11月上旬まで本格復旧工事を実施し、11月12日から平成25年4月の供用開始を目指して建設工事を再開した。

(5) まとめ

本県では、発災以前より近い将来起こる可能性が高いとされる宮城県沖地震に備え、学校施設の耐震化を推進してきた。今回の震災では地震動による学校施設の倒壊等で児童生徒の命が失われることはなかったものの、非構造部材の被害が見られ、その耐震化が進んでいるとは言えない状況であった。今後は構造体の耐震化だけでなく、地震による落下物や転倒物による被害を防ぐためにも、天井材や照明器具等の非構造部材に対する耐震化も可能なものから実施し、施設全体の耐震性をより確実なものにしていく必要がある。また、学校施設の復旧にあたっては、国の災害査定を待たずに工事に着手する事前着工制度を用いた。学校の早期再開と児童生徒の安全性を確保するためには同制度を有効に活用し、施設の迅速な復旧を行うことが望ましい。

今回の震災では数多くの有形・無形文化財が被害を受けており、津波に覆われた埋蔵文化財もある。文化財については特に建造物や史跡等の被害が甚大であったことから、耐震化の推進や津波対策が求められる。しかし、文化財では補強により文化財の価値を損なわないよう配慮することが重要となるため、個別の状況に応じた対策を検討することが必要である。また、災害による文化財の廃棄・散逸を防止し、保全を図るために、今回、文化財レスキュー事業が実施された。文化財は修復から返却まで長い年月を要することから、一時避難及び応急処置を終えた後、文化財を元の場所に戻すまでの対応については、国、県、市町村や関係機関がどのような方法で連携しながら対応していくか検討する必要がある。

【参考文献】

- 1) 文部科学省：『平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書』（文部科学省、平成24年3月）
- 2) 文部科学省：『東日本大震災による被害情報について 第208報』（文部科学省、平成24年9月）
- 3) 文部科学省：「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について（平成22年7月21日）」文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/07/1295735.htm（確認日：平成26年2月16日）
- 4) 宮城県教育委員会：『みやぎ学校安全基本指針』（宮城県教育委員会、平成24年10月）
- 5) 宮城県：『東日本大震災（続編）—宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証—』（宮城県、平成25年3月）
- 6) 宮城県小学校長会・仙台市小学校長会：『3.11からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災2年間の記録』（宮城県小学校長会・仙台市小学校長会、平成25年3月）
- 7) 宮城県：『東日本大震災—宮城県の6か月間の災害対応とその検証—』（宮城県、平成24年3月）
- 8) 宮城県教育委員会：「東日本大震災に係る教育関連記録集」宮城県教育委員会ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-soumu/top2.html>（確認日：平成26年2月28日）
- 9) 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会：『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（概要）』（文部科学省、平成23年7月）
- 10) 東北歴史博物館・多賀城跡調査研究所：『博物館の再開と被災文化財の救援活動』
- 11) 宮城県図書館：東日本大震災関連情報「東日本大震災による県内市町村図書館及び公民館図書室の被害状況」宮城県図書館ホームページ
http://www.library.pref.miyagi.jp/20110311_jishin_miyagi.html（確認日：平成25年12月13日）
- 12) 伊津野和行、大窪健之、深川良一、里深好文、建山和由、酒匂一成、林倫子、大岡優：「東日本大震災による仙台近郊に位置する文化遺産の被害」『歴史都市防災論文集 Vol. 5』（立命館大学歴史都市防災研究センター、平成23年7月）
- 13) 宮城県教育委員会：『みやぎ防災教育基本指針』（宮城県教育委員会、平成21年4月）
- 14) 宮城県教育委員会：『平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書』（宮城県教育委員会、平成24年8月）
- 15) 仙台市：『東日本大震災 仙台市 震災記録誌 ～発災から1年間の活動記録～』（仙台市、平成25年3月）
- 16) 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議：『「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」』（文部科学省、平成23年9月）
- 17) 大川小学校事故検証委員会：『大川小学校事故検証報告書』（大川小学校事故検証委員会、平成26年2月）
- 18) 宮城県教育委員会：『東日本大震災に伴う入学式・始業式後、臨時休校となる学校について』（宮城県教育委員会、平成23年5月2日）
- 19) 文部科学省：『平成23年度 文部科学白書』（文部科学省、平成24年）

- 20) 気仙沼市立学校長会、気仙沼市教育委員会、宮城教育大学：『一記録―東日本大震災 被災から前進するために』（気仙沼市立学校長会、気仙沼市教育委員会、宮城教育大学、平成24年3月）
- 21) 文部科学省：『東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について（平成24年5月1日現在）』（文部科学省、平成24年6月）
- 22) 宮城県：『被災公立高等学校の状況（平成25年1月8日現在）』
- 23) 第60回宮城県災害対策本部会議（宮城県教育委員会資料）（平成23年4月20日）
- 24) 宮城県農業高等学校：『復興リーフレット1号』宮城県農業高等学校ホームページ <http://miyanou.myswan.ne.jp/hukkouleaf.html>（確認日：平成26年2月16日）
- 25) ケア宮城ホームページ <http://www.sed.tohoku.ac.jp/~caremiya>（確認日：平成25年11月16日）
- 26) 宮城県教育委員会：『みやぎの心のケアの取組』（宮城県教育委員会、平成24年12月）
- 27) 宮城県：『被災した児童生徒等に対する取材について（再度のお願い）』（宮城県教育庁総務課、教育庁義務教育課、保健福祉部子育て支援課、平成23年4月）
- 28) 塩竈市教育委員会：『塩竈市教育委員会点検・評価報告書 平成23年版』（塩竈市教育委員会、平成23年9月）
- 29) セツ浜町教育委員会：『教育委員会に関する点検及び評価の報告書』（セツ浜町教育委員会、平成25年2月）
- 30) 文部科学省：『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等により被災した学校施設の早期復旧について』（平成23年3月15日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304366.htm（確認日：平成26年9月30日）
- 31) 文教科学技術課 黒川直秀：『東日本大震災からの学校の復興―現状と課題―』『調査と情報 第736号』（国立国会図書館、平成24年2月7日）
- 32) 文部科学省：『学校教育の早期再開に向けた災害復旧事業の実施について（通知）（平成23年4月4日）』文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312162.htm（確認日：平成25年11月16日）
- 33) 文部科学省：『東日本大震災に係る災害報告書及び国庫負担（補助）事業計画書並びに現地調査における被災写真の取扱について』（平成23年4月15日通知）文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312252.htm（確認日：平成25年11月16日）
- 34) 文部科学省：『東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）』（平成23年5月20日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312251.htm（確認日：平成25年11月16日）
- 35) 内閣府：『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令』について』（内閣府、平成23年3月13日）
- 36) 文部科学省：『東日本大震災に係る公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への追加について（通知）』（平成23年10月28日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312709.htm（確認日：平成25年11月16日）
- 37) 文部科学省：『東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について』（平成23年4月11日通知）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304876.htm（確認日：平成25年11月16日）
- 38) 文化庁：『地震から文化財建造物を守ろう！Q&A』（文化庁、平成25年3月）
- 39) 文部科学省：『平成23年度補正予算（第1号）の成立について（平成23年5月6日）』
- 40) 宮城県図書館：『宮城県図書館における東日本大震災の被災・復旧の記録』（宮城県図書館、平成23年9月）
- 41) 宮城県教育委員会：『宮城県教育委員会の取組状況について』（宮城県教育委員会、平成23年4月）
- 42) 宮城県教育委員会：『平成23年度始めの県内各公立高等学校及び県立中学校の行事予定、平成23年度県立特別支援学校の行事予定』（高等教育課、特別支援教育室、平成23年4月）
- 43) 宮城県教育委員会：『東日本大震災に伴う入学式、始業式等について』（宮城県教育委員会、平成23年4月）
- 44) 宮城県：『東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金のご案内』宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/ikueikikin-misyuugakuji.html>（確認日：平成26年2月17日）
- 45) 宮城県：『東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金について』宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/ikueikikin.html>（確認日：平成26年2月17日）